



|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 韓詩外傳校詮（一）                                                                         |
| Author(s)        | 伊東，倫厚                                                                             |
| Citation         | 北海道大學文學部紀要，26(1)，1-66                                                             |
| Issue Date       | 1977-12-22                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/33415">https://hdl.handle.net/2115/33415</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 26(1)_PR1-66.pdf                                                                  |



韓詩外傳校詮

伊東倫厚

# 韓詩外傳校詮 (一)

伊 東 倫 厚

## 序

『漢書』藝文志には三家詩關係の典籍として、魯故・魯說、齊后氏故・齊孫氏故・齊后氏傳・齊孫氏傳・齊雜記、韓故・韓內傳・韓外傳・韓說を著録するが、今日まで流傳しているものは、『韓外傳』、すなわち『韓詩外傳』の一點のみである。該書は、前漢の文・景・武帝の三代にわたって活躍した燕出身の儒者、韓嬰の遺著である。古くは『史記』儒林傳（『漢書』儒林傳の記述も、これを襲う。）に、

韓生推詩之意、爲内外傳數萬言。其語頗與齊魯間殊、然其歸一也。

と、あるいは『漢書』藝文志に、

漢興、魯申公爲詩訓故、而齊轅固燕韓生皆爲之傳。或取春秋采雜說、咸非其本義。與不得已、魯最爲近之。

と論じられ、近くは王世貞「讀韓詩外傳」（『弇州山人四部稿』卷一百十二）に、

此則雜記夫子之緒言、與諸春秋戰國之說家稍近於理者也。大抵引詩以證事、而非引事以明詩。故多浮汎不切、牽合可咲之語。蓋馳騁勝、而說詩之旨微矣。獨其辭明健可誦、而所記亦不甚詭於倫物。

# 韓詩外傳校詮(一)

と、また、『四庫全書總目提要』經部、詩類二に、

其書雜引古事古語、證以詩詞。與經義不相比附、故曰外傳。所采多與周秦諸子相出入。

と評せられているとおり、一件の故事もしくは格言を記したのち、斷章取義風に詩句を配する、といった獨特の體裁の文章を蒐綴したもの、これが『韓詩外傳』という書物なのである。

從來の『外傳』に對する取扱いは何如といえ、該書を通じて、今文系三家詩の一たる韓詩と、『詩』のテキストとしては現存唯一の古文系毛詩との間における文字の異同、及び解釋の方向の差違を闡明せんとする、というのが主流であつたと思う。具體的には、王應麟の『詩攷』に濫觴し、陳喬樞の『韓詩遺說攷』に大成する、という流れがそれである。この種の研究にあつては、その成果に固有の價値の存することは勿論であるが、翻つて考えてみれば、

『外傳』はあくまでも毛詩研究のための一材料として取上げられているに過ぎない。

先にも觸れたように、『外傳』という書物は、『詩』の解説書ではなく、末尾に詩句を添加するに都合の好さそうな故事、格言を彙集したものと見做される。しかして、その故事、格言はどうやら十中八九、諸書より雜引されたものであるらしい。とすれば、『外傳』という著作そのものの理解を目指すなら、該書中の引用詩句にのみ心を寄せることは本筋とはなり得ず、寧ろそこに見える故事、格言の記述の様相を究明することこそが先決、ということになる。つまり、箇々の故事、格言の由來を推尋し、以て故事プラス詩句、ないし格言プラス詩句という形式の文章の成立と具合を逐一、解きほぐす作業が行われてこそ、はじめて『外傳』の世界が窺えるのではなからうか。かかる作業を抜きにしては『外傳』の文章の讀解はおろか、それを何らかの目的のもとに引證することさえも、甚だ頼りないものに墮する筈である。

本稿は、主として如上の考えに則つて『外傳』各章の解剖を試みるものであるが、從來、この種の試みは、殆ど行われていないようである。もともと、本稿作成上、常に論考の出発点になるところの、『外傳』と他書とにおける文章の重複の問題に意を拂つた先學が見あたらずというわけではない。陳士柯の『韓詩外傳疏證』は、『外傳』各章に即し、他書に互見する文章を收録したものであるし（頼炎元『韓詩外傳考徴』所收の「韓詩」）、『外傳』に對する周廷家の校注、趙懷玉の校語、及びわが岡本強齋保孝の『韓詩外傳考』所收の「源委攷」には、毎章、字句の重見する書名・篇第が指摘されている。それぞれにおいて遺漏無きにしもあらずではあるが、これら先學の業績に本稿の負うところが多大であることは勿論である。

『外傳』各章の成立ちかた、換言すれば、その特有の文章構造を知らんと欲すれば、まずは各章の字句が他の文獻に互見するや否や、という檢索に着手しなければならない。ついで、字句の重複が認められた場合には、『外傳』の成立時期と當該文獻のそれとの先後關係、字句の重複の様相、あるいは『外傳』中の他章における類例の有無、等々の事柄を總合勘案して、『外傳』と他書とにおける本末源委の關係を推定する必要がある。本稿各章の源委は、以上の諸點を論述の對象とする。

周漢の古籍には、すでに諸種の注釋が施され、詳密なる考證が加えられているようなものが色々とある。だが、『外傳』に限っては、精確な讀解を期する校訂訓詁が十分に行われているとは言ひ難く、その方面の成果としては、周廷家の校注、趙懷玉の校語、頼炎元の『韓詩外傳考徴』、同じく頼氏の『韓詩外傳今註今譯』、岡本保孝の『韓詩外傳考』といった數點の著作が目につく程度である。（頼氏のまゝ引用する趙善詒『韓詩外傳補正』、及び莫伯驥『五十萬卷樓叢書跋文』經二、詩外傳の條に掲げる楊樹達『韓詩外傳疏證』は、現在のところ）思えば、『外傳』には、諸書に互見する文章が頻出するわけで、この點を捉えるなら、その校正註解は、他の

## 韓詩外傳校證 (一)

古籍に對するそれに比すれば、緻密なるものをより期待し易い、という意味がないでもない。かかる考えのもとに、校註には、上掲諸書その他の中より取るべきものを摘録するとともに、千慮一得の愚案を附す。なお、餘説には文字どおり、源委・校註の範圍外の事柄を説く。

みづから度らず、忽卒の間に記したものであるから、武斷、誤謬、遺漏、不整等々の缺陷の存することは、固より免れ得ぬところである。

## 凡例

○本稿は、『四部叢刊』初編所收の『詩外傳』十卷(これは、明の沈與文野竹齋の刊本を影印したもの。)を底本とする。ただし、底本に用いられている俗體の文字は正體に改めた。

○『韓詩外傳』の分章は、底本の段落を基準に行うが、もしそれに従わぬ場合は、その旨附記しておいた。

○『韓詩外傳』各章の標示は、卷次と章次を連記する形をとる。例えば、一・二三とあれば、卷一第二十三章を意味する。

○諸書の徵引に當たっては、『四部叢刊』所收のものはそれを用いる。ただし、經書は、元阮校『十三經注疏』本に従う。正史は、『史記』は『史記會注考證』に従い、それ以外はみな殿版を用いる。また、諸子の典籍で、『諸子集成』に收録のものは、この方に據ることにする。

○周廷案の校注及び趙懷玉の校語を引く際は、兩者を合刻したところの望三益齋刊本に據る。

○頼氏の『韓詩外傳考徴』、『韓詩外傳今註今譯』、及び岡本氏の『韓詩外傳考』(これは自筆本で、静嘉堂文庫藏。)を掲げる際は、それぞれ「韓詩外傳」の四字を省略して呼ぶことにする。

一・一

曾子仕於萬、得粟三秉。方是之時、曾子重其祿而輕其身。<sup>5</sup>親沒之後、齊迎以相、楚迎以令尹、晉迎以上卿。方是之時、曾子<sup>10</sup>重其身而輕其祿。懷其寶而迷其國者、不可與語仁。窘其身而約其親者、不可與語孝。<sup>15</sup>任重道遠者、不擇地而息。家貧親老者、不擇官而仕。故君子橋褐趨時、當務爲急。<sup>20</sup>傳云、不逢時而仕、任事而敦其慮、爲之使而不入其謀、貧焉故也。<sup>25</sup>詩曰、夙夜在公、實命不同。

校註○橋褐(19)——橋は一に矯に作る。周廷案は、「矯字疑誤、當爲蹻蹻擔簦之蹻。蹻、草履也。」と云う。俞樾は、この周説を非として、「矯褐、乃雙聲連語。卽文選射雉賦之揭蹻、語有倒順耳。……今案、揭蹻蓋有急欲赴之之意。……此云矯褐趨時、矯褐之與揭蹻、聲異而義同、亦猶楚辭之爲拈矯。古義存乎聲、不泥其形也。」(『曲園雜纂』第十七、讀韓詩外傳)と云う。頼炎元は、周説を敷衍して、「橋矯皆誤字。漢書卜式傳、布衣中蹻而牧羊。顏師古曰、蹻卽今之輅也。南方謂之蹻、字本作屨。蹻爲屨之借字。史記孟嘗君傳、蹻蹻而見之。集解引韋昭曰、屨、草菲。説文、屨、屨也。此矯褐猶布衣中蹻也、貧賤者服之、承上文家貧不擇官而仕而言。」(『考徴』三四頁)と述べる。ただし、同氏の『今註今譯』では、俞説に基いて、橋褐の語に、「急迫趨赴的意思」と註する。岡本保孝は、「川目氏云、橋

新序雜事五 蹶、本急遽之義。(この箇所に關して、頭注引蹶作走。蹶、字書偶遺之。曲

褐、當讀爲蹶蹶。荀子儒效、近者歌謳而樂之、遠者蹶蹶而趨之。禮、衣毋蹶、足毋蹶、鄭注、行遽貌。可蹶。」と補記されている。竭、盡力疾走也。孝按、淮南齊俗訓、營厲跣蹶、短褐不完。據此、蹶是厲假借、蹶、履也。此謂不釋厲褐整衣冠、而趨於其事、言急疾也。……又按、淮南脩務、身淬霜露、軟蹶蹶涉山川。高誘注、淬、浴。軟、猶箸也。蹶、履。蹶、趣也。(『考』中冊)と云う。案ずるに、俞説は、蹶蹶を雙聲の連言で蹶蹶の倒語と見る點に魅力を覺えるが、蹶蹶に果して「急欲赴之」の意味があるか、疑問である。また、川目説においては、蹶蹶を儒效所見(議兵にも見える。)の蹶蹶に讀み變える點、及び蹶蹶の語釋のしかたに(儒效及び議兵の楊注を參照。)疑義がある。外傳とは意味あいが若干異なるが、『淮南子』原道訓に、「禹之趨時也、履遺而弗取、冠挂而弗顧」と類似的表現の存することから推すに、蹶蹶は、賴氏の前説や岡本説の如く、草履と褐衣の具體物を指す語と見た方がよいであろう。しかして、この語の文脈上の理解については、下句「當務爲急」とのつながりから見て、上句を承けるとする賴説は採るべきでなく、岡本説が當を得ていると考えられる。○任事而敦其慮(23)——岡本保孝は、「敦、厚也。敦上恐脫不字。此孟子所謂會計當而已矣之意。川目氏云、敦、孰字訛、讀爲熟。表記、君使其臣、得志則愼慮而從之、否則孰慮而從之。」(『考』中冊)と云う。案ずるに、「敦其慮」の表現では、不辭の憾がのこる。そこで、上記の岡本、川目兩氏の説を折衷して、「敦其慮」は當に「不孰其慮」に作るべきであると考えておきたい。なお、『荀子』議兵に、「凡慮事欲孰」なる言いかたが見える。

源委 本章と同様、曾子における仕官と孝養の絡みあいを取扱ったものに、左の『外傳』七・七の文章がある。

曾子曰、往而不可還者親也。至而不可加者年也。是故孝子欲養而親不待也。木欲直而時不待也。是故椎牛而祭墓、不如雞豚逮存親也。故吾嘗仕齊爲吏、祿不過鐘釜。尚猶欣欣而喜者、非以爲多也、樂其逮親也。既沒之後、吾嘗南

遊於楚、得尊官焉。堂高九仞、楹題三圍、轉轂百乘。猶北鄉而泣涕者、非爲賤也、悲不逮吾親也。故家貧親老、不擇官而仕。若夫信其志約其親者、非孝也。詩曰、有母之尸雍。

また、『莊子』寓言にも、次のような一節がある。

曾子再仕而心再化。曰、吾及親仕、三釜而心樂。後仕三千鍾而不泊、吾心悲。弟子問於仲尼曰、若參者、可謂无所縣其罪乎。曰、既已縣矣。夫无所縣者、可以有哀乎。彼視三釜三千鍾、如鸛雀蚊虻、相過乎前也。

更に、曾子ではなく子路のこととしてはいるが、左の『說苑』建本の一節は、『外傳』一・一及び七・七と同テーマで、かつ字句の一部分が重出するものとして注目される。

子路曰、負重道遠者、不擇地而休。家貧親老者、不擇祿而仕。昔者、由事二親之時、常食藜藿之實、而爲親負米百里之外。親沒之後、南遊於楚、從車百乘、積粟萬鍾、累茵而坐、列鼎而食。願食藜藿、爲親負米之時、不可復得也。枯魚銜索、幾何不蠹。二親之壽、忽如過隙。草木欲長、霜露不使。賢者欲養、二親不待。故曰、家貧親老、不擇祿而仕也。

因みに、この一節を丸ごと襲ったと考えられるものが、『孔子家語』致思に見える。また、「枯魚銜索」以下の全文が、『外傳』一・一七に重見する（なお、一・一七。餘説も参照。）。

案ずるに、七・七において、曾子の言葉が「悲不逮吾親也」で終るのか、それとも「非孝也」まで續くのか、これは遽かには決定し難い。尤も、もし引詩直前の四句が曾子のせりふであるのなら、引詩を除く全文は、曾子の口吻を記す體裁をとっているがゆえに、韓嬰がある書物から、恐らくはその原文の字句に忠實に援引したものであるということになる。また、もしせりふではなかったとしても、この場合、かの四句は、本來、「悲不逮吾親也」句までの全文の

原據たる文獻に連續して載せられていたもののようであり、新たに韓嬰の手によって附加されたものではなからう。何となれば、七・七と同テーマの一・一の中に、問題の四句に類似した表現が見出されるからである。結局、曾子の言葉がどこまでか、ということに關係なく、七・七の引詩以外のすべての字句は、他書から丸ごと採取されたものといえそうである。ところで一・一の冒頭より第二十句までは、主題が七・七と重複するにも拘らず、その書振りが單に平敘體であるということ以上に、なにか抽象的、傍觀的である。とすれば、一・一の當該部分は、七・七の引詩前の全文を記す際に依據したと同じ典籍中の同じ字句をば、引用するというよりは、取意の形で利用しつつ、韓嬰なりに纏めあげたものではなからうか。

右の推測に大過なければ、一・一の文章の成立ちに關して、以下のごとくに分析することが可能となる。初句より第十句までは、七・七の原典所載の曾子の仕官に關する故事の骨骼のみを掲出したものである。第十三・十四句は、七・七の原據所見の「若夫信其志約其親者、非孝也」、もしくはそれに類する句の表現を若干、變更したものである。しかし、第十一・十二句は、韓嬰が『論語』陽貨の「懷其寶而迷其邦、可謂仁乎。」をば、第十三・十四句の修辭に合わせるべく改作し添加したものと思われる。第十五句から第十八句までは、上引『說苑』に互見するゆえ、この四句が揃って、韓嬰が本章を書きあげる際に用いた文獻に記されていた、と考えられぬこともない。しかし、問題の四句のうち、七・七及び一・一七に重見するのは、後半二句のみであること、また、『列女傳』賢明、周南之妻でも、「家貧親老、不擇官而仕。親操井臼、不擇而聚。」(この後半二句は、劉向の案出したものであらう。)とあって、かの前半二句は見えぬことから推すに、むしろ『說苑』の記述が『外傳』本章に依據している、と考えた方がよさそうである。つまり、原典に存したのは、後半二句に過ぎなかったのではなからうか。では、その前半二句はどうかといえば、これは、當該説

話の主人公は曾子であるということで、『論語』泰伯「士不可以不弘毅」章の曾子の言葉を運想した韓嬰が、第十七・十八句と對句になるよう案出したものであると思う。第十五・十六句と第十七・十八句の關係は、恰も第十一・十二句と第十三・十四句の關係と同じことになる。第十九・二十句が何かを踏まえて記されたものであるか否かは、不明である。出典ということではないが、『孟子』盡心上に、「知者無不知也。當務之爲急。」と見える。「傳云」の引用は、第二十四句までか、第二十五句までか、のいずれかであるが、「傳云」以前に記されている内容を考慮に入れると、第二十五句は引用句でなく、韓嬰が書き足したものである公算が強い。なお、『外傳』では、本章の「傳云」のごとくに、故事・格言を掲げたうえで、その故事・格言の原據に當たるものとは別の文獻の字句を引用し、しかるのち詩句を配する、という形式をとる章は、決して珍しい存在ではない。その際、所謂別の文獻からの引用字句は、あるいはそれ以前に記されている故事・説話に對する敷衍、總括、批評などの役割を果たし、あるいはその後句に引かれる詩句の出現を唐突、不自然ならしめぬ役割を果たす。以上を要するに、七・七に見えるがごとき曾子の仕官にまつわる故事に半ば基きながら、半ば韓嬰自身が立文したもの、それに、傳の句と詩の句を附加して出来上ったのが本章であると思われる。

なお、上引『莊子』の一節は、七・七所見のものと同系統の説話を踏まえつつ、作者の思想を盛り込むべく作文したものと考えられる。また、『說苑』の一節は、主人公が子路に變つてしまつてはいるが、『外傳』一・一と七・七（または七・七の原據資料）と一・一七（または一・一七の原據資料）の三點の文章を合採することによって作りあげられたのではなからうか。

餘説 本章及び關聯のある上記の文章において、曾子（『說苑』では子路）の仕官先が左表のごとくに異なっている。

韓詩外傳校詮 (一)

|         |    |      |       |
|---------|----|------|-------|
|         |    | 親没以前 | 親没以後  |
| 『外傳』一・一 | 莒  |      | 齊・楚・晉 |
| 『外傳』七・七 | 齊  | 楚    |       |
| 『莊子』寓言  | 無記 | 無記   |       |
| 『說苑』建本  | 無記 | 楚    |       |

なお、右に掲出したものとは別に、『禮記』檀弓上「曾子易簣」の條の鄭注に、「曾子親没之後、齊嘗聘以爲卿、而不爲也。」と、また、『孔子家語』七十二弟子解に、「齊嘗聘欲與爲卿而不就。曰、吾父母老。食人之祿、則憂人之事。故吾不忍遠親而爲人役。」と見えるが、鄭玄及び王肅のそれぞれの依據したものが『外傳』所見の説話と同系統であったか否かについては、何とも言えない。それはさて置き、上述のごとく、『外傳』一・一が七・七の原典に當たるものを下敷きにして書かれているとするならば、親の在世時の仕官先が七・七では齊、一・一では莒という具合に相異なる點もさることながら、七・七において親の在世時に微祿を得たに過ぎぬことになっている齊の國が、一・一では、親の没後、曾子を迎えるに相を以てしたと記されている點、この點がいささか氣になる。もし七・七の「齊」が實は「莒」の誤記（外傳を作る際の韓嬰の誤記と、外傳を寫す際の後人の誤記という二つのケースが考えられる。）というのであるのなら、この點に關する疑問は氷解する。しかし、そのような文字の譌誤が存しない場合であっても、『外傳』兩章における曾子の仕官先の記述の出入について、眞正面から穿鑿することは、この際、必要なさうである。というのは、本説話にあっては、仕官先の記述

とか貧賤當貴の程度に關する描寫などは、親の在世時には貧賤の中にも孝養を盡くせる幸福にひたっていた曾子が、親の没後には孝養を盡くし得ぬがゆえに高位厚祿にも空しさを味わう、といった基本的プロットを潤色するための要素に過ぎず、したがって、傳承、記錄の際に如何ようにも改變増損されるような性格を有するものと見做すことが出来るからである。一體、説話というものが展開し、變容する際に辿る道筋は、單純質朴なものから複雑曲暢なものへ、というのが通例であろうから、問題の曾子説話は、原初的には、『莊子』の書き方に看取せられるがごとく、仕官先の國名などは何も記されていなかったかも知れず、もしそうであつたなら七・七及び一・一に見える國名は、韓嬰の適宜書き添えたもの、ということになりそうである。あるいは、かりに七・七の直接の原據となつた説話には、すでに國名などが記されていた、というような場合を想定してみても、韓嬰が七・七や一・一を草するに當たり、その國名を隨時書き改めてしまった、といった考えも成立しそうである。いずれにせよ、『外傳』一・一の組成と由來を考究する上では、上表に見られる出入の問題に深く立入る必要はなからう、と思うのである。

因みに、崔述は、本説話に關して、

韓詩外傳云、曾子仕於莒……曾子重其身而輕其祿。又引曾子言云、吾嘗仕齊爲吏……悲不逮吾親也。余按、此特因曾子以孝著、故言孝者必歸之耳。親存則不擇官而仕、親沒則富貴如浮雲、此君子之常、況於曾子。其理固應如是、然其事則必無之事也。曾子、孔門高弟、如欲辭尊居卑、固自易易、不必於齊於莒。而齊迎以相、楚迎以令尹、晉迎以上卿、乃戰國之風氣、春秋時固未有如是者。且楚僭王猶夏、曾子必不仕楚。而堂高九仞、楹題三圍、轉轂百乘、亦非曾子之所爲也。〔洙泗考信餘錄〕卷一

と云う。説話の虚構性についての指摘というよりは、眞偽の辨別に重きを置いた疑古派風の發言ではあるが、一應、

的を射た見解であると言えよう。

一・二

傳曰、夫行露之人、許嫁矣。然而未往也、見一物不具、一禮不備、守節貞理、守死不往。君子以爲得婦道之宜。故舉而傳之、揚而歌之、以絕無道之求、防汙道之行乎。詩曰、雖速我訟、亦不爾從。

校註○貞理・守死(7・8)——貞理について岡本保孝は、「蓋貞而循理也。列女傳作持義。川目氏云、以貞慎自理也。一說、理專字訛。顏延年秋胡詩李善注、引韓詩薛君章句、窈窕、貞專貌。又毛傳、幽閒貞專之善女。又列女節義梁寡高行頌、貞專精純。」(『考』中冊)と云う。守死に關し周廷案は、「守死之守、疑當從傳(『列女傳』)作必。」と註する。案ずるに、貞理では辭をなさぬし、また、守死という表現(用例は後代に存するが。)では上句の守節と重複して修辭上おかしい。第七・八句は、もと「守節貞專、必死不往」と作られていたのであり、傳寫の際に、專の字を誤って里(理)・守の二字に分書し、かつ必の字を脱してしまった、と推測される。

源委『列女傳』貞順、召南申女に云う。

召南申女者、申人之女也。既許嫁于鄧。夫家禮不備、而欲迎之。女與其人言、以爲夫婦者、人倫之始也。不可不正。傳曰、正其本、則萬物理。失之毫釐、差之千里。是以本立而道生、源潔而流清。故嫁聚者、所以傳重承業、繼續先祖、爲宗廟主也。夫家輕禮違制、不可以行。遂不肯往。夫家訟之于理、致之于獄。女終以一物不具、一禮不

備、守節持義、必死不往。而作詩曰、雖速我獄、室家不足。言夫家之禮不備足也。君子以爲得婦道之儀。故舉而揚之、傳而法之、以絕無禮之求、防淫慾之行焉。又曰、雖速我訟、亦不女從。此之謂也。

『外傳』本章における「傳曰」の引用は、引詩の直前までか、あるいは詩句をも含んだ全文であるか、のいずれかであろうが、それはともかく、上記『列女傳』の一章は、韓嬰が引用した傳と同じものに依據して書かれたに相違ない。ただし、『列女傳』文中の申女の言葉の部分は、別途に數種の成句を繼剥ぎして案出したものであろう。なお、『外傳』と『列女傳』とに互見する句を比較してみると、古書を援引する時の漢儒の態度として、必ずしも原文に對して忠實ではなく、往々にして安易に修辭上の改變を施すことがある、という點が具體的によく分る。

因みに、行露の序、毛傳、鄭箋において、解釋上、『外傳』・『列女傳』に見えるような故事は採用されていない。

餘說『外傳』の各章は、その九割以上が本來、詩句とは無縁の故事もしくは格言を記したのち、斷章取義風に詩句を附加する、といった様相を呈する。その意味では、本章あるいは一・二八、二・三などのごとく、引詩以前の部分が當該引用詩句と内容上、直接つながっているものは珍しいといえる。ここの「傳曰」の傳が、もっぱら詩に關する故事ないし詩義を記した書物であつたか否か、という點については不明である。陳澧は、

荀子云、國風之好色也。其傳曰、盈其欲而不愆其止、其誠可比於金石、其聲可內於宗廟。大略篇。據此、則周時國風已有傳矣。韓詩外傳、亦屢稱傳曰。史記三代世表、褚先生曰、詩傳曰、湯之先爲契、無父而生。此皆不知何時之傳也。『東塾讀書記』卷六

と述べている。陳氏はどうやら、『外傳』に頻出する「傳曰」の傳を漢代以前成立の詩傳と解したようであるが、實は、五十餘條にのぼる『外傳』の「傳曰」のうち、陳氏の所論に該當せしめ得るようなものは、本章の「傳曰」の一

韓詩外傳校證(一)

條のみである(『外傳』中の「傳曰」に關し)。  
ては、『五餘說』を參照。

一・三

孔子南遊適楚、至於阿谷之隧、有處子佩瑱而浣者。孔子曰、彼婦人其可與言矣乎。抽觴以授子貢、曰、善爲之辭、以觀其語。<sup>10</sup>子貢曰、吾北鄙之人也。將南之楚。逢天之暑、思心潭潭。願乞一飲、以表我心。婦人對曰、阿谷之隧、隱曲之汜、其水載清載濁、流而趨海。欲飲則飲。何問婦人乎。受子貢觴、迎流而挹之、粲然而棄之、促流而挹之、粲然而溢之。坐置之沙上、曰、禮固不親授。子貢以告。孔子曰、丘知之矣。<sup>35</sup>抽琴去其軫、以授子貢、曰、善爲之辭、以觀其語。子貢曰、嚮子之言、穆如清風、不悖我語、和暢我心。<sup>45</sup>於此有琴、而無軫、願借子以調其音。婦人對曰、吾野鄙之人也。<sup>50</sup>僻陋而無心、五音不知、安能調琴。子貢以告。孔子曰、丘知之矣。<sup>55</sup>抽絺絰五兩、以授子貢、曰、善爲之辭、以觀其語。子貢曰、吾北鄙之人也。將南之楚。於此有絺絰五兩、吾不敢以當子身、敢置之水浦。婦人對曰、客之行差遲乖人、分其資財、棄之野鄙。<sup>70</sup>吾年甚少、何敢受子。子不早去、今竊有狂夫守之者矣。詩曰、南有喬木、不可休息、漢有遊女、不可求思。此之謂也。<sup>80</sup>

校註○阿谷之隧(2)——賴炎元は、「隧、疑當從趙善詒韓詩外傳補正作陽。陽、南面。」と云う。案するに、『列女傳』辯通、阿谷處女の頌に、「孔子出遊、阿谷之南」とあれば、『韓詩外傳補正』は未見ながら、趙説は至確である。○思心潭潭(14)——『列女傳』は、「我思譚譚」に作る。思心では、この場合、意味をなさぬようであるから(岡本保孝が『考』)

中冊で、『淮南子』本經訓に「思心盡亡（な）」、本來は、『列女傳』と同じく、我思に作っていたのではなからうか。渾渾について、王昭圖の説、「渾渾蓋皆渾之借音耳。説文、渾、火熱。疑作渾爲是。」（『列女傳補注』）を取る。なおこの渾（沈と同音）と下句の飲及び心は、岡本保孝も『考』中冊で指摘する通り、侵部で押韻している。○以表我心（16）——岡本保孝は、「列女傳、表作伏。川目氏云、表、明也。駱賓王在獄詠蟬詩、誰爲表我心。」（『考』中冊）と云い、賴炎元はこの句を、「發散我心中的火熱」（『今註今譯』）と譯す。賴氏の解釋は、表の字義を直ちに發散と置き換えているところに難點が存するが、上の三句との意味上のつながりを考慮すると、方向としては誤っていないようで、川目氏の所見より勝る。あるいは表は伏の字の誤寫であつて、「わが胸中の暑氣を拭い去る」というのが該句の旨意か。『國語』晉語「宵靜女德、以伏蠱慝。」の高注に、「伏、去也。」と見える。○奥然而棄之（26）——岡本保孝は、「奥字必誤。強讀爲易渙卦之渙、訓散釋、於此句則似通。然至於下句、頓變義、甚不穩。宋本列女傳、無此句。今本奥然作投字。」（『考』中冊）と説く。卓見である。○促流（27）——趙懷玉は、「舊作促。案、上文云迎、是逆也。此云從、乃順也。作從爲是。據御覽列女傳改正。」と云う。促は、字形相似による從の譌字である。○奥然而溢之（28）——岡本保孝は、「奥讀爲渙。鄭風溱洧篇、溱與洧、方渙渙兮。毛傳、渙渙、春水盛也。鄭箋、仲春之時、水以釋、水則渙渙然。列女傳、奥然作滿字。」（『考』中冊）と云う。○穆如清風（42）——川目氏の指摘（『考』中冊）のごとく、この風と下の心・琴・軫・音とが韻を押む（風の上古音における韻尾については、藤堂）。○水浦（66）——『列女傳』は水旁に作る。浦、旁のいずれの字であつても、上の句の楚及び兩と協韻であることに變りはない。岡本保孝は『考』中冊に、この點に關する蒲阪氏の詳密なる考證を引く。○客之行差遲乖人（68）——『太平御覽』卷八百十九所引『外傳』及び『列女傳』は、行客之人嗟然永久に作る。この八字には衍文、譌字が含まれているに違いないが、具體的に

どのように校訂、訓釋すべきか、はつきりしない。ただ、下句の鄙・子・矣と韻を合わせるためには、人の字は、久の誤記としなければならない。○今竊有狂夫守之者矣(74)——『列女傳』は、命切有狂夫名之者矣に作る。命は、字形類似による今の誤。切は、同音にして字形類似による竊(俗字は物)の誤。守名の兩字の正誤關係を確定することは困難である。守に作るのなら、「我有狂妄的親人保護着我、(他會對不客你氣的)。(賴炎元『今註今譯』)といった解釋が出そうであるし、名に作るのなら、「蓋謂恐人以子貢爲狂夫」(『考』中冊所引川目氏説)といった解釋が生じるようである。案ずるに、一人稱の謙辭の代用ともいえる竊の字義を生かすためには、守の字に作る方が優る。狂夫の語は、別に『列女傳』辯通、楚野辯女に、自分の夫を指す謙辭として、「既有狂夫、昭氏在內矣。」と見える。本章に登場しているのは處女であるから、ここの九字は結局、「自分にはすでに許嫁せる相手が居る(これは口實と見てよい)」。(早くたち去ってくれないと、)その人にこんな所を視られ、困ることになりかねない。」といったことを意味するのではなからうか。この場合、守の字義は、『韓非子』五蠹に所謂る「守株」の守に近いことになる。なお、『列女傳』では、この句の對應箇所の下に、更に「子貢……知禮」の二十四字がある。これ以前の文章に類似的敘述の見えること、及びこの説話の結末のありかたというものを考慮するに、本來、『外傳』本文にもこの二十四字が含まれていたと思われる。○不可休息(77)——『容齋續筆』卷八所引『外傳』、『列女傳』及び毛詩は、並びに思を息に作る。阮元が「不可休息。唐石經、小字本、相臺本同。案、釋文云、舊本皆爾。本或休息、此以意改耳。正義云、詩之大體、韻在辭上。疑休求字爲韻、二字俱作思。但未見如此之本、不敢輒改耳。正義之說、是也。此爲字之誤。惠棟九經古義、以爲思息通、非。」(『毛詩注疏校勘記』一之三)と云い、岡本保孝が「毛詩作休息。陸釋文、休息、古本皆爾。本或作休息、此以意改耳。盧文弨攷證、案、正義云、經求思之文、在游女之下、傳解喬木之言、先言思辭、然後始言漢上。疑

經休息文字作休息也。但未見如此之本、不敢輒改耳。案、韓詩外傳作不可休息、毛亦當同。據陸孔之言、則所見本皆已譌作休息。毛公作傳時、則本作不可休息也。川目氏曰、臧琳經義雜記云、漢廣集傳云、吳氏曰、韓詩作思。俗本刪此七字。案、王伯厚詩考序云、朱文公集傳不可休息、從韓詩、本此。」「考」中冊」と云うように、三家詩も毛詩も、休息ではなく休息に作るのが本眞であらう。

源委『列女傳』辯通、阿谷處女に云う。

阿谷處女者、阿谷之隱浣者也。孔子南遊、過阿谷之隱、見處子珮瑱而浣。孔子謂子貢曰、彼浣者其可與言乎。抽觴以授子貢、曰、爲之辭、以觀其志。子貢曰、我北徂南、將欲之楚。逢天之暑、我思譚譚、願乞一飲、以伏我心。處子曰、阿谷之隱、隱曲之地、其水一清一濁、流入于海。欲飲則飲。何問乎婢子。授子貢觴、迎流而挹之、投而棄之、從流而挹之、滿而溢之。跪置沙上、曰、禮不親授。子貢還報其辭。孔子曰、丘已知之矣。抽琴去其軫、以授子貢、曰、爲之辭。子貢往曰、嚮者聞子之言、穆如清風、不拂不寤、私復我心。有琴無軫。願借子調其音。處子曰、我鄙野之人也。陋固無心、五音不知、安能調琴。子貢以報孔子。孔子曰、丘已知之。過賢則賓。抽絺綌五兩、以授子貢、曰、爲之辭。子貢往曰、吾北鄙之人也。自北徂南、將欲之楚。有絺綌五兩、非敢以當子之身也、願注之水旁。處子曰、行客之人嗟然永久、分其財、棄于野鄙。妾年甚少、何敢受子。子不早、命切有狂夫名之者矣。子貢以告孔子。孔子曰、丘已知之矣。斯婦人達于人情而知禮。詩云。南有喬木、不可休息、漢有遊女、不可求思。此之謂也。

『外傳』本章は、阿谷處女の說話をある書物より轉寫したのち、それに漢廣の詩句を附加して出來上ったものである。右の『列女傳』の一話が引用詩句をも含めて、ほぼそのまま『外傳』の字句と重複している事實は、『列女傳』

の文章が『外傳』を襲ったものにはかならずを示す。つまり、引用詩句まで一致している以上、韓嬰が本章を草する際に用いた某書と同一のものに劉向も依據した、といったケースを想定することは無理なのである。

『列女傳』(『續列女傳』に對する『古列女傳』)の各傳は、通例、ある女性の故事を掲げたのち、「君子曰」または「君子謂」で始まる該故事中の女性に對する論評、及び「詩云……此之謂也。」の形の斷章取義による引用詩句(これを君子評の續き)を附加する、という記述形式をとる。劉向は、女性の登場する記事を諸書(『漢書』楚元王傳では『詩』・『書』と限定するが、史より援引しては、逐一、自身の所感を盛りこんだ君子評と詩句とを文末に配する、という具合にして『列女傳』を著したわけである。他方、諸書から採取した故事もしくは格言に詩句を附加する、というのが『外傳』全書に通有の文體である。とすれば、君子評の有無ということはあるが(ただし、『外傳』に君子評を附した章がないわけでは、ない。この點については、二・一四餘說を参照。)、『外傳』の文章の作りかたと『列女傳』のそれとは、本質的に變りはないといえる。しかし、劉向が『外傳』本章をばそっくりそのまま『列女傳』中に編入し得たのは、まさにこのことに依ると考えられる。

餘說『容齋續筆』卷八、韓嬰詩の條に云う。

今惟存外傳十卷。慶曆中、將作監主簿李用章序之、命工刊刻于杭。其末又題云、蒙文相公改正三千餘字。予家有其書。讀首卷第二章曰、孔子南遊適楚……不可求思。此之謂也。(今本と照合するに、この引用には取意のための省略が見られる。また、文字の異同もある。)

章、乃謂孔子見處女、而教子貢以微詞三挑之。以是說詩、可乎。其謬戾甚矣。它亦無足言。

洪邁としては、無稽の故事でもって詩を説いているということとで、『外傳』という書物の價值を疑っているわけだが、該書をかく正面きって論じるのは、やや方向違いである。なぜなら、本來、詩とは無縁の故事または格言ののちに、ともかくも詩句を附加する、といった文章を集積して出来上ったところの『外傳』が、詩の純正なる解説書と稱

し得るものではないというぐらゐのことは、すでに韓嬰自身も心得ていたであらうからである。なお、上記『續筆』で『外傳』本章をば「首卷第二章」と記しているが、洪邁所藏の『外傳』の板本が傳わらぬ現在、二が三の誤字であるか、それとも洪邁所見のものでは本章が實際に第一卷の第二章に位置していたものなのか、その邊ははっきりしない。

#### 一・四

哀公問孔子曰、有智壽乎。孔子曰、然。人有三死而非命也者、自取之也。居處不理、飲食不節、勞過者、病共殺之。<sup>10</sup>居下而好干上、嗜慾無厭、求索不止者、刑共殺之。<sup>15</sup>少以敵衆、弱以侮強、忿不量力者、兵共殺之。故有三死而非命者、自取之也。<sup>20</sup>詩云、人而無儀、不死何爲。

校註○人有三死而非命也者（5）——三の字は、以下の六字全部に係る。○勞過者（9）——趙懷玉の説、「說苑作佚勞過度者、家語同。此似脫二字。」に従う。

源委『說苑』雜言に云う。

魯哀公問於孔子曰、有智者壽乎。孔子曰、然。人有三死而非命也者、人自取之。夫寢處不時、飲食不節、佚勞過度者、疾共殺之。居下位而上忤其君、嗜慾無厭、而求不止者、刑共殺之。少以犯衆、弱以侮強、忿怒不量力者、兵共殺之。此三死者非命也、人自取之。詩云、人而無儀、不死何爲。此之謂也。

『孔子家語』五儀解に云う。

哀公問於孔子曰、智者壽乎、仁者壽乎。孔子對曰、然。人有三死而非其命也、行己自取也。夫寢處不時、飲食不節、逸勞過度者、疾共殺之。居下位而上干其君、嗜慾無厭、而求不止者、刑共殺之。以少犯衆、以弱侮強、忿怒不類、動不量力者、兵共殺之。此三者死非命也、人自取之。若夫智士仁人、將身有節、動靜以義、喜怒以時、無害其性。雖得壽焉、不亦可也。

『外傳』と『說苑』とにおいて、引用詩句をも含んだ形で表現が重複していることは、後者が前者に依據して書かれたものであることを意味する。『家語』の「若夫智士仁人」以前の字句が『外傳』及び『說苑』の引詩以前の部分に互見するわけだが、三者の表現を比較してみると、・印句などに窺えるとおろ、『家語』は『說苑』に近い。したがって、『家語』が資料として用いたのは、『外傳』ではなく、『說苑』であると考えられる。

哀公と孔子の問答という形式の文章は、秦漢の際前後の儒者の手によって種々様々に創作されたものであって、『外傳』本章は勿論のこと、『荀子』哀公や大小『戴記』中の諸篇などに見られる兩者の問答文は、みなその再録であろう。ところで、本章の原據とされた文章は、本をさぐれば實は、『論語』雍也の「仁者壽」という孔子の言葉を捉えて案出したところのものに違いない。その意味では、「智者壽乎、仁者壽乎。」とあり、また「雖得壽焉、不亦可也。」とあるところの『家語』の文章こそが、成立は最も遅いにもかかわらず、皮肉にも、最もよくかの原文の案出者の創作心理を傳えているといえよう。なお三・二五及び三・二六も、問答者の名前こそ記していないが、やはり『論語』雍也の同じ章の孔子言をもとにして問答文に仕立てあげたものである。

傳曰、在天者莫明乎日月、在地者莫明於水火、在人者莫明乎禮義。<sup>5</sup> 故日月不高、則所照不遠。水火不積、則光炎不博。禮義不加乎國家、則功名不白。<sup>10</sup> 故人之命在天、國之命在禮。君人者、降禮尊賢而王、重法愛民而霸、好利多詐而危、權謀傾覆而亡。詩曰、人而無禮、胡不<sup>20</sup>過死。

校註○降禮(14)——周廷案、趙懷玉らの指摘のとおり、降は、字形の類する隆の譌である。

源委『荀子』天論に云う。

在天者莫明於日月、在地者莫明於水火、在物者莫明於珠玉、在人者莫明於禮義。故日月不高、則光暉不赫。水火不積、則暉潤不博。珠玉不睹乎外、則王公不以爲寶。禮義不加於國家、則功名不白。故人之命在天、國之命在禮。君人者、降禮尊賢而王、重法愛民而霸、好利多詐而危、權謀傾覆幽險而盡亡矣。

また、右の「故人之命在天」以下と同文のものが(ただし、最終句に盡字がない)、同書彊國に見える。『荀子』の文章を引いたのち、詩句を置いたのが本章であると考えられる。

今本『荀子』の前身たる、『漢書』藝文志に所謂る『孫卿子』三十三篇(王應麟『考證』に、「當云三十二篇」と説く)は、周知のごとく、三百二十三篇にのぼる荀子の書を劉向が重複せるものを刪除することによって定著したものである。篇數に關しては、漢志所録の『孫卿賦』十篇のことが絡むので、問題がないわけではないし、また、劉向の荀子書に對する校定の實體も明かではない。しかし、いずれにせよ、韓嬰が『外傳』を編む際に依據した荀子書は、言うまでもなく、劉向未定のものにはかならない。三百十章に分ち得る今本『外傳』において、今本『荀子』に重見するものは、六十一條の

## 韓詩外傳校詮 (一)

多きにのぼる。韓嬰が觸類引伸による詩句の附加を試みるべく涉獵した文章の典據に關し、不明であるものがその半ば以上を占めるのも、編著されてより約二千年以後の今日にあっては、至極當然のことではある。むしろ、韓嬰の依據したと覺しき原典の推測が可能なケースもある、ということ自體が僥倖であるのかも知れぬ。かかる事情を勘案するにしても、『外傳』編述の際に最も頻繁に援用された文獻は、劉向校定以前の『荀子』ではなかったらうか。であるから、もし原『荀子』というものを追究せんと欲するなら、『外傳』は兩戴『禮記』と並んで、重要資料ということにならう。なお、『外傳』中に『荀子』に取材した文章が多見することは、韓嬰が格別に荀子の學を愛好していたことを意味するというよりは、寧ろすでに汪中「荀卿子通論」(『述學』補遺)に明晰なる考證がなされているとおり、前漢初期の儒學一般が荀子の學を基礎に据えることによって成りたっていた、ということの一事例と見做せよう。

餘説『外傳』において、本章のごとくに「傳曰」で始まっているものは、都合、四十一章を數える。「傳曰」はこの場合、引詩以前の字句がある書物からの引用文であることを示す。もっとも、『外傳』の文章は、「傳曰」の冠せられていない章にあつても、十中八九、他書から援引した字句ののちに詩句を添える、という具合にして組立てられていると考えられるので、章首に「傳曰」と記されているものとそうでないものとの間に、文章構成上の徑庭は何もない、と言わねばならぬ。このことは、同じく『荀子』を引用したと推定される文章でありながら、本章では劈頭に「傳曰」とあり、次章ではその二字がない、という一事を擧げるのみで、證するに十分であらう。

『外傳』にはまた、故事もしくは格言の記述と詩句の引用との中間に、「傳曰」で始まる短文を置いたものが五例(すわなち、一・二五、三・一、五・七、九・二八、一〇・七。ただし五・七と九・二八は引詩)を脱する。また、二・六は、本例に該當しないものであることが明白であるから、數えない。)見出される。この種の「傳曰」の引用は、大抵、故事・格言に對する總括、論評を裝いながら、故事・格言と詩句との繋り具合を少しでも不自然なら

しめぬ役割を果している。

一・六

君子有辯善之度、以治氣養性、則身後彭祖。修身自強、則名配堯禹。<sup>5</sup> 宜於時則達、厄於窮則處、信禮者也。凡用心之術、由禮則理達、不由禮則悖亂。<sup>10</sup> 飲食衣服、動靜居處、由禮則知節、不由禮則墊陷生疾。<sup>15</sup> 容貌態度、進退移步、由禮則夷。國政無禮則不行、王事無禮則不成。<sup>20</sup> 國無禮則不寧、王無禮則死亡無日矣。詩曰、人而無禮、胡不遘死。<sup>25</sup>

校註○善辯(1)——『荀子』修身は扁善に作り、楊倞注所引『外傳』は辨善に作る。辯善・扁善の語義に關しては、善を辨別するの意に解する楊倞の説のほか、王先謙の集解に據れば、平善(平の義は治。)と訓じる盧文弨及び郝懿行の説、扁・辯を讀んで偏となし、往く所として善ならざるなしの意に解する王念孫の説があるが、諸説のは非は、遽かには定め難い。○則身後彭祖(3)——楊倞の解、「壽則不及於彭祖」は誤りで、盧文弨が「後彭祖、則得年亦永矣。」と説き、岡本保孝が「後、謂其壽久於彭祖也。甚言之辭。」(『考』中冊)と注するのが正しい。○修身……堯禹(4・5)——王引之は、「以修身自名、文義未安、當有脫誤。楊云、以修身自爲名號、而所見本已同今本。韓詩外傳、作以治氣養性(與生同)、則身後彭祖、以修身自強(今本脫以字)、則名配堯禹。於義爲長。王霸篇云、名配堯禹、又云、名配禹舜。」(王先謙集解所引)と云う。○宜於……則處(6・7)——『荀子』では、宜於時通利以處窮に作る。王引之の説、「時亦處也。言既宜於處通、而又利以處窮也。莊子逍遙遊篇、猶時女也、司馬彪曰、時女猶處女也。是時與處同

韓詩外傳校詮(一)

義。大雅縣篇、曰止曰時、猶言爰居爰處耳(說見經義述聞)。韓詩外傳、作宜於時則達、厄於窮則處。未達時字之義、而增改其文、蓋失之矣。(王先謙集解所引)に従う。○信禮者也(8)——『荀子』では、禮信是也に作る。賴炎元がこの句を「這就是禮和信」(『今註今譯』)と譯すのは誤解であり、川目氏も「信是語辭、非謂禮與信也。」(『考』中冊所引)と指摘するとおり、信は助字に過ぎない。構文としては、『荀子』が優るようである。○知節(14)——『荀子』では、和節に作り、王先謙は、「和節猶和適」と解す。趙懷玉、岡本保孝(『考』中冊)は、並びに『荀子』の文字に従っているが、『荀子』原本において逆に知節に作っていた可能性も絶無ではないと考える。○由禮則夷(18)——岡本保孝の説、「荀子、作由禮則雅、不由禮則夷固僻遠、庸衆而野。據此、夷上宜補雅不由禮則五字。(周廷榮の見解もこれに同じ。)」文選任彦升王文憲集序李善注、引孫子曰、由禮則雅、不由禮則夷。李善節略荀子而引之、偶然與韓嬰所引合。」(『考』中冊)に従う。なお、趙懷玉は、本句及び以下二句について『荀子』の文章を基準にして、「由禮則雅、不由禮則夷固。故人無禮則不生、事無禮則不成。」と補正斷句するが、この校改には従わない(本章源委で論及。)

源委『荀子』修身に云う。

扁善之度、以治氣養生、則後彭祖。以修身自名、則配堯禹。宜於時通、利以處窮、禮信是也。凡用血氣志意知慮、由禮則治通、不由禮則勃亂提慢。飲食衣服、居處動靜、由禮則和節、不由禮則觸陷生疾。容貌態度、進退趨行、由禮則雅、不由禮則夷固僻遠、庸衆而野。故人無禮則不生、事無禮則不成、國家無禮則不寧。詩曰、禮儀卒度、笑語卒獲。此之謂也。

右の文章と『外傳』本章を對照するに、表現上の繁簡(例えば、『外傳』第九・十一・十八句など。)も目につくが、より注目すべきは、『外傳』第十九句以降と『荀子』のその對應部分における字句の異同である。具體的には、『外傳』第十九句以下三句と

『荀子』中に互見する三句とでは、構文は同じでありながら、文字面が十分、異なっている。また、『荀子』には、『外傳』第二十二句、「王無禮則死亡無日矣」に表現の重複するものが存在しない。更に、『荀子』に引かれている詩句が小雅、楚茨であるのに對して、『外傳』のそれは鄘風、相鼠である。問題はまず、韓嬰所見の『荀子』の文字が本章の冒頭より第二十二句までの部分、もしくは引詩をも含む全文と殆ど同一のものであったか、それとも實は上掲修身の表現にほぼ等しいものであったか、という點に存するわけだが、この際、前者のケースを想定することは、どうやら困難であるとしなければなるまい。なぜなら、『外傳』には、ある文獻に依據して記された故事・格言と引用詩句との中間に、兩者の繋ぎの役割を果たすような短文の添加されている、といった類型の文章が常見するのであるが、この事實より推して、相鼠の詩句（これが本章の前後の章に連續して出てくることにも注目。）の内容、というよりは寧ろその文字面のうえで酷似するところの第二十二句は、詩句を引くための下準備として韓嬰の案出したものに相違ない、と判斷されるからである。この推測に大過なければ、第十九・二十・二十一句、「國政無禮則不行、王事無禮則不成。」（印は協韻。）は、原『荀子』における異文といったものではなく、第二十二句を新規に附加せんがため、『荀子』の「故人無禮則不生、事無禮則不成、國家無禮則不寧。」（印は協韻。）を改作したものに過ぎぬ、という點がおのずと了解される。というのは、第十九句が押韻句ではなくなつてしまつたものの、その引替に、第十九句以下四句の主語が國政——王事、國——王という具合に巧妙な對待をなしているのは、第十九句以下の三句が第二十二句の語調を勘案しながら書かれた、ということの裏づけにはかならずからぬからである。かくて、第十八・十九・二十句に關する前掲の趙懷玉の校定は、字形近似に起因する譌誤を想定したあたりは一見、魅力を感じさせるものの、實は従い難いものである、ということの理由も明かにされたことにならう。以上を要するに、本章は、今本で言えば、修身に傳えられているようなすでに詩句の

韓詩外傳校詮(一)

引用も存したところの『荀子』の一節をば、引詩直前の數句に對して表現の改變を施しつつ、『荀子』所引のものとは異篇の詩句を配する、といった形で援引することによって成立した、と推測されるのである。

餘説『荀子』には、ある事柄の論述の締めくくりとして詩句を引く形式の文章、つまり『外傳』中のいわば格言型の章と同類の文章が枚擧できぬほどに常見する。かかる形式を具えた『荀子』の文章で、『外傳』に援用されたと考えられるようなものについて検討してみると、詩句をも含めた形で『荀子』の文章をそのままひき寫したものもあれば、本章のごとくに、詩句以前は『荀子』とほぼ同文であるが、詩句が異篇のものに交換されているものもある。後者の例としては(今本『荀子』を基準にしての話であるから、實は前者のタイプに屬するようなものを誤認しているかも知れぬことは、言うまでもないが。)本章のほか、一・九、三・三三、四・一六、五・二一、六・三、六・七、六・一九の諸章が檢出される。

一・七

傳曰、不仁之至、忽其親。不忠之至、倍其君。不信之至、欺其友。此三者、聖王之所殺而不赦也。詩曰、人而無禮、不死何爲。

校註○忽其親(3)——兪樾の説、「忽當作忍字之誤也。忍其親、與下倍其君欺其友、文義相稱。字誤作忽、則無義矣。」(『讀韓詩外傳』)に従う。

源委 斷定し得ぬことは言うまでもないが、「傳曰」の引用は第七句までで、第八・九句は、傳の文章と詩句との内容

上の連絡をつけるべく、韓嬰自身が案出し、添加したものではなからうか。

餘説 今本『外傳』にあつては、各章ごとに引かれる詩篇に、格別の次序を見出すことが出来ない。ただし、同一篇の詩句が異なる巻に出てくるとも勿論あるが、本章とそれ以前の二章の詩句がいずれも相鼠で、次章以下四章の詩句がみな邶風、柏舟である、といったように、同一篇の詩句が一連の數章に揃つて引かれるケースも珍しくはない。

一・八

王子比干殺身以成其忠、柳下惠殺身以成其信、伯夷叔齊殺身以成其廉。此三子者、皆天下之通士也。豈不愛其身哉。爲夫義之不立、名之不顯、則士恥之、故殺身以遂其行。由是觀之、卑賤貧窮、非士之恥也。天下舉忠而士不與焉、舉<sup>15</sup>信而士不與焉、舉廉而士不與焉。三者存乎身、名傳於世、與日月並而息、天不能殺、地不能生、當桀紂之世、不之能<sup>20</sup>汚也。然則非惡生而樂死也、惡富貴好貧賤也。由其理、尊貴及己、而仕也不辭也。孔子曰、富而可求、雖執鞭之士、吾亦爲之。故阨窮而不憫、勞辱而不苟、然後能有致也。詩曰、我心匪石、不可轉也、我心匪席、不可卷也。此之謂也。

校註○柳下惠(2)——趙懷玉は、「柳下惠不證岑鼎、呂氏春秋審己篇、新序節士篇皆載之、此所謂成其信也。說苑立節篇作尾生、此泥殺身而失之者也。尾生之信、豈可與比干夷齊並論哉。」と説くが、俞樾(『讀韓詩外傳』)は、『史記』蘇秦傳、陳丞相世家、『漢書』東方朔傳、『莊子』盜跖を引證して趙説を駁し、尾生に作るべきである、とする。岡本保孝は、「事無所攷。……梁玉繩警記云、此指不證岑鼎之事。殺字當作忘字解。莊子大宗師、女偶曰、殺生者不死。

李軌云、殺猶亡也。孝按、此章上下殺字、倣李解。」並『考』中冊)と注する。姑く餘櫬の説に従う、○爲義之不立(7)——岡本保孝は、「爲猶若也。詳論癡符(岡本保孝の自署)」卷七。』『考』中冊)と云うが、爲字は、『說苑』に従つて、以爲の意に解すべきであろう。○與日月並而息(19)——『說苑』では、息の上に不字がある。このままの形でも、息を生長の意に解すれば通じぬこともないかも知れぬが、下の四句がいずれも否定文であることから推して、息の上に不字を補うべきである。息が休止の義となることは、言うまでもない。○天下不能殺、地不能生(20・21)——岡本保孝が「川目氏云、生恐埋。孝按、荀子儒效有此句、生作埋。』『考』中冊)と説くとおろ、生は埋の誤字で、第二十句の殺の字に引きずられたものであらう。○當桀紂之世、不之能汚也(22・23)——岡本保孝は、「之字衍文。荀子儒效有此句、紂作跖、無之字。說苑作無道之世不能汚焉。桀諸書、不之能三字連熟者、未見也。莫之能本書卷五、莊子齊物論、淮南原道等。」三字連用者、往往有之。』『考』中冊)と云う。傾聽すべき卓見である。○而仕也不辭也(28)——『說苑』に據れば、而及び中間の也は衍文か。

源委『說苑』立節に云う。

王子比干殺身以成其忠、尾生殺身以成其信、伯夷叔齊殺身以成其廉。此四子者、皆天下之通士也。豈不愛其身哉。以爲夫義之不立、名之不著、是士之恥也。故殺身以遂其行。因此觀之、卑賤貧窮、非士之恥也。夫士之所恥者、天下舉忠而士不與焉、舉信而士不與焉、舉廉而士不與焉。三者在乎身、名傳於後世、與日月並而不息、雖無道之世、不能汚焉。然則非好死而惡生也、非惡富貴而樂貧賤也。由其道、遵其理、尊貴及己、士不辭也。孔子曰、富而可求、雖執鞭之士、吾亦爲之。富而不可求、從吾所好。大聖之操也。詩云、我心匪石、不可轉也、我心匪席、不可卷也。言不失己也。能不失己、然後可與濟難矣。此士君子之所以越衆也。

第二十句以下四句の類句が『荀子』儒效に、「天不能死、地不能埋、桀跖之世不能汙。」と見える。また、第三十三・三十四句に類似の表現として、『孟子』公孫丑上に、「遺佚而不怨、阨窮而不憫」とあり、『荀子』大略に、「隘窮而不失、勞倦而不苟」とある。

案ずるに、本章の引詩以前の文章、もしくは『論語』述而の孔子の言葉を引く直前までの文章が、何かの書物から援引したものであるのか、それとも韓嬰自身が記憶せる故事や成句を適宜、按排しつつ書きおろしたものであるのか、いずれとも決め難い。『說苑』の一節は、繁簡の差はあるが、そこに本章と同じ詩句の引用が存すること、さらには、この一節の前にやはり『外傳』二・二五に重見する文章が置かれていることから、『外傳』本章に依據して書かれたものと考えられる。なお、『列女傳』貞順、衛宣夫人に、

乃作詩曰、我心匪石、不可轉也、我心匪席、不可卷也。厄窮而不憫、勞辱而不苟、然後能自致也。言不失也。

(案ずるに、王照圓『列女傳補注』に、「也疑己字之誤」とあるが、失と也の間に己字を補うべき) 然後可以濟難矣。

とあって、・印の句が『外傳』本章に、◎印の句が上引『說苑』の一節に重見する。このことは、『說苑』と『列女傳』とが同一人、すなわち劉向の手によって編まれたもので、かつ、兩書の問題の一節がいずれも『外傳』本章を援用した記述である、という點を證し得て興味深い。

## 一・九

原憲居魯、環堵之室、茨以蒿萊、蓬戶甕牖、桷桑而無樞、上漏下濕。匡坐而絃歌。子貢乘肥馬、衣輕裘、中紺而表素。

軒不容巷、而往見之。原憲楮冠黎杖而應門。正冠則纓絕、振襟則肘見、納履則踵決。子貢曰、嘻、先生何病也。原憲<sup>20</sup>仰而應之曰、憲聞之、無財之謂貧、學而不能行之謂病。憲貧也、非病也。<sup>25</sup>若夫希世而行、比周而友、學以爲人、教以爲己、仁義之匿、車馬之飾、衣裘之麗、憲不忍爲之也。子貢逡巡、面有慙色、不辭而去。原憲乃徐步曳杖、歌商頌而反。聲淪於天地、如出金石。<sup>40</sup>天子不得而臣也、諸侯不得而友也。故養身者忘家、養志者忘身。身且不愛、孰能忝之。<sup>45</sup>詩曰、我心匪石、不可轉也、我心匪席、不可卷也。<sup>50</sup>

校註 ○桷桑而無樞 (5) —— このままでは文義が通じ難い。『莊子』には「桑以爲樞」に作り、『新序』には「揉桑以爲樞」に作る。當に『莊子』に従うべきで、桷及び揉は、桑字を誤って重ねて寫したことから生じた衍文と考えられる。○振襟 (15) —— 振を『新序』に枉に作るのは譌變。○比周而友 (27) —— 友の字は、前句の表現を考慮すると、『新序』のごとく、交に作る方が優るようである。字形近似の誤寫であらう。○聲淪於天地 (39) —— 岡本保孝は、「莊子新序、並淪作滿、是也。楚策、聲達於天、若出金石。川目氏云、孔叢子記義、嚮聞夫子之音、清微而和、淪入至道。孝按、淪之訓入、亦見漢鄒陽傳。然於天字不穩帖、不如爲滿之誤。」(『考』中冊)と云う。○故養身者忘家 (43) —— 『莊子』に倣って、家を利の譌字とするのも一案であるが、故の下の子字は、『新序』には見えぬことから推すに、恐らくは衍文であらう。

源委 『莊子』讓王に云う。

原憲居魯、環堵之室、茨以生草、蓬戸不完、桑以爲樞、而甕牖二室、褐以爲塞、上漏下溼。匡坐而弦。子貢乘大馬、中紺而表素。軒車不容巷、往見原憲。原憲華冠縫履、杖藜而應門。子貢曰、嘻、先生何病。原憲應之曰、憲聞之、

无財謂之貧、學而不能行謂之病。今憲貧也、非病也。子貢逡巡而有愧色。原憲笑曰、夫希世而行、比周而友、學以爲人、教以爲己、仁義之譽、與馬之飾、憲不忍爲也。曾子居衛、緇袍无表、顔色腫噲、手足胼胝。三日不舉火、十年不製衣。正冠而纓絕、捉衿而肘見、納履而踵決。曳絰而歌商頌。聲滿天地、若出金石。天子不得臣、諸侯不得友。故養志者忘形、養形者忘利、致道者忘心矣。

『新序』節士に云う。

原憲居魯、環堵之室、茨以生蒿、蓬戶甕牖、揉桑以爲樞、上漏下溼。匡坐而弦歌。子貢聞之、乘肥馬、衣輕裘、中紺而表素。軒車不容巷、往見原憲。原憲冠桑葉冠、杖藜杖而應門。正冠則纓絕、衽襟則肘見、納履則踵決。子貢曰、嘻、先生何病也。原憲仰而應之曰、憲聞之、無財之謂貧、學而不能行之謂病。憲貧也、非病也。若夫希世而行、比周而交、學以爲人、教以爲己、仁義之譽、與馬之飾、憲不忍爲也。子貢逡巡、面有愧色、不辭而去。原憲曳杖拖履、行歌商頌而反。聲滿天地、如出金石。天子不得而臣也、諸侯不得而友也。故養志者忘身。身且不愛、孰能累之。詩曰、我心匪石、不可轉也、我心匪席、不可卷也。此之謂也。

『新序』の一節は、その引用詩句をも含む全文が本章に重複しているので、『外傳』より採取されたものと考えてよいであろう。問題は、『莊子』の一節と『外傳』本章との關係である。兩者の記述における決定的な相違は、前者が原憲の貧窮にまつわる話と曾子に關する同類の話とを並記する形をとるのに對し、後者にあつては、曾子は登場せず、原憲を主人公とする話に終始している、という點に存する。『外傳』は勿論のこと、『莊子』もある文獻または口頭の傳承に依據して書かれたに違いないわけだが、當該説話に關して、そもそも本來、一つの説話であつたものが二つの説話に分解されてしまったのであろうか、それとも逆に、一應は別々に存した二つの説話が一つの説話へと改變され

てしまったのであろうか。一體、説話の展變に際しては、原則として、質朴な内容から、讀者もしくは聞手に一層、興味を懷かしめ得るようなより複雑な内容へ、というのがその道筋であらうから、まずは第二案、すなわち説話の形態としては、『莊子』所見のものが『外傳』所見のものに先行する、とする案の方が、考えかたとしては自然であると思う。實際、『莊子』のごとき文章を材料にして、『外傳』のごとき文章を仕立てあげるのは、いとも容易なことであり、これと全く逆の手順の作業は、かなり困難なことであるといえよう。とすれば、『外傳』の文章の由來として想定し得るケースは、第一に、韓嬰が直接、『莊子』のかの一節に取材して改作した、第二に、『莊子』の記載の原據にあたる文獻を利用して改作した、第三に、すでに某書において、『莊子』もしくはその原據の記載をもとに、『外傳』に見えるような形態の原憲説話に作り變えることがなされておつて、韓嬰は某書の記事をそのままひき寫したに過ぎぬ、といった三つであることになる。ところで、問題の『莊子』の文章を通讀するに、その筆者がわざ／＼二人の孔門の逸材の、貧窮にあつても楽しんで道を求める、という説話を掲げているのは、實は、文末の〴〵部分の三句の主張を鮮明ならしめんがためではなかったか、と考えられる。しかし、かの三句には、道家一流の所見が盛り込まれていると見做される。『外傳』第四十四句は、言うまでもなく、〴〵部の「故養志者忘形」と同義である。以上のごくであるなら、さきには一應、『莊子』と『外傳』との關係として、三つの場合のあり得ることを掲げておいたわけだが、ここに至つて、兩書の關係に眞に該當するのは、第一のケースにはかならず、と決定して差しつかえないのではなからうか。韓嬰の利用したものは、『莊子』の文章そのものであつたらしいのである。結局、『莊子』中の原憲説話と曾子説話のほぼ全字句を適宜、繼剥ぎして、装いも新たな原憲説話に仕立てあげ、しかるのち、邶風、柏舟の詩句を末尾に配するための下準備として、〴〵部分のうち、一句のみを採用し、かつその句を敷衍した形の第四十五・四

十六句を書き足す、という具合にして出来上ったのが本章であると推測されるのである。

なお、『史記』仲尼弟子列傳に、原憲に關する次のような記述が見出される。

孔子卒、原憲遂亡在草澤中。子貢相衛、而結駟連騎、排黎臺入窮閭、過謝原憲。憲攝敝衣冠見子貢。子貢恥之曰、夫子豈病乎。原憲曰、吾聞之、無財者謂之貧、學道而不能行者謂之病。若憲貧也、非病也。子貢慙、不懌而去、終身恥其言之過也。

・印部分の文字使いに注目するに、司馬遷は、『莊子』系統の原憲說話ではなく、『外傳』本章の字句に依據してその意を汲み、且つ自身なりの潤色を施したのではなからうか。

餘説 第二十二・二十三句は、その上の句の言いかたから見ても、元來、戰國の儒者の間に傳えられていた成句であるらしい。

『莊子』山木に、

魏王曰、何先生之憊也。莊子曰、貧也、非憊也。士有道德不能行、憊也。衣弊履穿、貧也、非憊也、此所謂非遭時也。

と見えるのは、やはりその成句を踏まえたものと考えられる（林雲銘は、「此段襲原憲貧憊之論」(『莊子因』)と述べ、福永光〇頁)が、この場合、『莊子』中の篇同士の源委)の關係を想定しなくてもよいのではなからうか。また第二十八句は、『論語』憲問の孔子の言葉、「古之學者爲己、今之學者爲人。」と内容的に繋がりがあるようであるし、第四十一・四十二句は、『孟子』萬章上の「盛德之士、君不得而臣、父不得而子。」に表現が類似している。以上の諸點より推すに、『莊子』所載の原憲あるいは曾子の說話は實は、戰國の儒者が想像を逞しくして、それまで傳えられてきた單純簡素な逸事もしくは隻語に對し、成句や常套句を鑲刻して作

りあげたものである、と考えられよう。(因みに、渡邊卓氏は、『古代中國思想の研究』一九二頁において、この原憲說話を「論語憲問篇の冒頭部分を中核として文學的に形象されたもの」と捉える。)

一・一〇

傳曰、所謂士者、雖不能盡備乎道術、必有由也。雖不能盡乎美著、必有處也。言不務多、務審所行而已。行既已尊之、言既已由之、若肌膚性命之不可易也。詩曰、我心匪石、不可轉也、我心匪席、不可卷也。<sup>10</sup><sup>15</sup>

校註○雖不能盡備乎道術(3)——盡備のいずれかの一字が衍文であらう。趙善詒(『今註今譯』所引)は、盡字を刪る。○美

著(5)——趙懷玉は、著を善の譌字とする。○言不務多、務審所行而已(7・8)——賴炎元は、「荀子哀公篇作言不務多、務審其所謂、行不務多、務審其所由。韓嬰根據荀子、而文字加以加變。」(『今註今譯』)と云う。○行既已尊之(9)——岡本保孝は、「尊當作遵」(『考』中冊)と説く。俞樾の見解(『讀韓詩外傳』)も、これに同じ。

源委『荀子』哀公(『大戴禮記』哀公問五義及び『家語』五儀解は、この篇をひき寫したものの。)に云う。

所謂士者、雖不能盡道術、必有率也。雖不能徧美善、必有處也。是故知不務多、務審其所知。言不務多、務審其所謂。行不務多、務審其所由。故知既已知之矣、言既已謂之矣、行既已由之矣、則若性命肌膚之不可易也。

本來、哀公の問に對する孔子の言葉である右の一節をば、數句を刪り、數句を改作しつつ援引し、それに詩句を添えたのが本章であらう。

傳曰、君子潔其身而同者合焉、善其音而類者應焉。馬鳴而馬應之、牛鳴而牛應之、非知也、其勢然也。故新沐者必彈冠、新浴者必振衣。莫能<sup>10</sup>以己之嚙嚙、容人之混汚然。詩曰、我心匪鑑、不可以茹。

校註○其身(2)——王先謙によれば、『荀子』において身を辯に作るのは譌字。○其音(3)——『荀子』は音を言に作る。上句の其身との對偶としては、『荀子』が勝るようである。周知のとおり、金文・篆文の言の字形と音のそれとは酷似している。

源委『荀子』不苟に云う。

君子絜其辯而同焉者合矣、善其言而類焉者應矣。故馬鳴而馬應之、非知也、其勢然也。故新浴者振其衣、新沐者彈其冠、人之情也。其誰能以己之漁漁、受人之緘緘者哉。

本章は、右の一節を採り來つて詩句を附したものと考えられる。

餘説『楚辭』漁父に、

屈原曰、吾聞之、新沐者必彈冠、新浴者必振衣。<sup>A</sup>安能以身之察察、受物之汶汶者乎。<sup>B</sup>

と見えるが、この文辭と『外傳』第八句以下の四句に對應する『荀子』不苟の文辭との關係は、いかに解すべきであらうか。『荀子』において、部Aの句順を逆にしたものの後に「人之情也」なる敷衍句が置かれていること、及び『說苑』談叢に類句「初沐者必拭冠、新浴者必振衣」が見出されることから、部Aはもと俚諺であるといえる。つまり、漁父における「吾聞之」の形の引用に、部Bは含まれぬ、と考えられる。ところでその部Bである

が、該篇全體の主題との關聯という點から見ても、また、その修辭上の技法から見ても、これは何かを借用したところの文句ではなく、漁父の作者の創造にかかるとのである。とすれば、『荀子』の字句は『楚辭』に由來する、ということがおのずと決定されることになる。漁父には屈原像がかなり客觀的に描かれており、また、屈原の劇的な最期を前提とした上での敘述も認められるので、その作者が屈原ではなく、屈原の文學の流れを汲む者であることは、まづ間違いない。荀況が没したのは、秦王政の即位の前後のようであり、屈原はその三、四十年ほど以前に没している。もし不苟が荀況の自筆であるとするなら、該篇に漁父中の文辭が援用されているのであるから、漁父の成立時期を屈原の没して間もない頃と定めることが可能である。なお、周知のごとく、荀子は碩儒であるとともに、賦の大家であつたし、また、晩年には楚に遊んで蘭陵の令になつた。したがつて、荀子が楚の辭賦を聞見し得て、これをその著書の中に援用する、といったことは、ごく自然に想定されるところなのである。

一・一二

荆伐陳、陳西門壞、因其降民使脩之。孔子過而不式。子貢執轡而問曰、禮過三人則下、二人則式。今陳之脩門者衆矣。夫子不爲式何也。孔子曰、國亡而弗知、不智也。知而不爭、非忠也。亡而不死、非勇也。脩門者雖衆、不能行一於此。吾故弗式也。詩曰、憂心悄悄、愠于群小。小人成群、何足禮哉。

校註 ○因其降民使脩之(3)——『說苑』のごとく、使字は因字の下にある方が、文章としては自然か。○亡而不死、

非勇也（15・16）——周廷案は、「說苑云、忠而不死、不廉。亦疑有誤。」という。第十九句以降の表現は、いわば隔句の尻取りであるから、趙善詒の校定（『今註今譯』所引）するとおり、『外傳』の亡字及び『說苑』の忠字は、まさに争に作るべきである。

源委 『說苑』立節に云う。

楚伐陳、陳西門燭、因使其降民備之。孔子過之不軾。子路曰、禮過三人則下車、過二人則軾。今陳脩門者人衆矣。

夫子何爲不軾。孔子曰、丘聞之、國亡而不知、不智。知而不争、不忠。忠而不死、不廉。今陳脩門者、不行一於此。丘故不爲軾也。

この一節の典據が『外傳』であつたか、それとも『外傳』に援用された資料と同一のものであつたか、そのいずれであるかについては明かでない。

### 一・一三

傳曰、喜名者必多怨、好與者必多辱。唯滅跡於人、能隨天地自然、爲能勝理、而無愛名。名興則道不用、道行則人無位矣。<sup>10</sup>夫利爲害本、而福爲禍先。唯不求利者爲無害、不求福者爲無禍。詩曰、不忮不求、何用不臧。<sup>15</sup>

校註 ○喜名者必多怨、好與者必多辱（2・3）——岡本保孝は、「淮南、作喜德者必多怨、喜予者必善奪。各隨文生解爲是。但與是譽字之壞。一說、辱宜从淮南作奪、善宜从本書作多。」（『考』中冊）と云う。卓見である。ただし、辱

字は、このままでよく、改める必要はなからう。○勝理(6)——この語の用例として、『呂氏春秋』仲夏紀、適音(該篇は、道家の著作と見做される。)の一節、「人之情欲壽而惡夭、欲安而惡危、欲榮而惡辱、欲逸而惡勞。四欲得、四惡除、則心適矣。四欲之得也、在於勝理。勝理以治身則生全、以生全則壽長矣。勝理以治國則法立、法立則天下服矣。」が参考となる。案ずるに、勝は當に讀んで稱と爲すべきで、「理にかなふ」と訓じる。○而無愛名(7)——『淮南子』に無愛を爲受に作るのは、形近の譌。○道行則人無位矣(9)——この句の修辭は、上の一句と合して、漸層法をとっていると考えられるから、道と行の間に不字を補うべきであらう。無位は、無冠位の無位ではなく、岡本保孝の説、「核、位は人之所立也。無位者、猶言不立。後世天理人欲不兩立之語、與此相似。天人、相對爲文。」(『考』中冊)を適解とする。以上のことは、『淮南子』にも當てはまる。

源委『淮南子』詮言に云う。

(天地無予也、故無奪也。日月無德也、故無怨也。)喜德者必多怨、喜予者必善奪。唯滅迹於無爲、而隨天地自然者、唯能勝理、而爲受名。名興則道行、道行則人無位矣。故譽生則毀隨之、善見則怨從之。利則爲害始、福則爲禍先。唯不求利者爲無害、唯不求福者爲無禍。

『淮南子』の成立は『外傳』より遅れるので、本章に所謂傳が『淮南子』を指すことはあり得ない。詮言の作者も、韓嬰が引據したものと同じ文獻を援用したのであらう。ただ、兩書における引用のしかたとして、原典の字句に忠實なのは、『外傳』の方ではなからうか。というのは、『淮南子』の劈頭の二句が、實はその原典では『外傳』第二・三句のように書かれていたものをば、括弧内の四句を冠せんがために改作したものであつて、後文に名や譽の字が出てくるのは、その原典の用字の名残であらう、と推測されるからである。

餘説 本章に引かれる傳が道家系の典籍であることは、一見して明かである。一・二三にも道家の言が見えるし、また、『外傳』には、『老子』句を掲げたものが數章ある。儒者である韓嬰が、かく道家の言をも採用していることは、その活躍時期の思想界の雰囲気として、まだ儒學一尊ではなく、黃老や刑名などの説も混然として行われていた、ということも與つてはいようが、その最大の理由は、詩句を斷章取義風に附加するに好都合なものであれば、内容の吟味などはせず、貪欲にこれを探集する、といった『外傳』編述の基本的姿勢に求められる。

#### 一・一四

傳曰、聰者自聞、明者自見。聰明、則仁愛著而廉恥分矣。故非道而行之、雖勞不至。非其有而求之、雖強不得。故智者不爲非其事、廉者不求非其有。是以害遠而名彰也。詩云、不伐不求、何用不臧。

校註○聰者自聞、明者自見(2・3)——すでに川目氏の指摘するところであるが、『考』中册所引)、これと相通じる考えを述べたものに、『韓非子』喻老の「故知之難、不在見人、在自見。故曰、自見之謂明。」(『老子』第三十三章云、知<sub>人者智也、自知者明也。</sub>)及び『莊子』駢拇の「吾所謂聰者、非其聞彼也、自聞而已矣。吾所謂明者、非謂其見彼也、自見而已矣。」(『淮南子』齊俗、句順<sub>が逆の同文</sub>)がある。『說苑』に耳聞、目見に作るのは、轉寫の誤。○故非道而行之(6)——顧炎元は、「非字下疑當補其字。」(今註今譯)と云う。『說苑』には其字がある。○害遠(12)——『說苑』は、誤って遠容に作る。源委『說苑』雜言に云う。

韓詩外傳校註(一)

聰者耳聞、明者目見。聰明形、則仁愛著、廉恥分矣。故非其道而行之、雖勞不至。非其有而求之、雖強不得。智者不爲非其事、廉者不求非其有。是以遠容而名章也。詩云、不忮不求、何用不臧。此之謂也。

この一節は、字句が引用詩句をも含めて重複しているので、『外傳』本章をひき寫したものと見做される。所謂傳は(その引用は、引詩の直前までか、第<sup>5</sup>九句あたりまでか、と考えられる。)、佚書である。

一・一五

傳曰、安命養性者、不待積委而富。名號傳乎世者、不待勢位而顯。<sup>5</sup>德義暢乎中、而無外求也。信哉、賢者之不以天下爲名利者也。詩曰、不忮不求、何用不臧。

校註○爲名利者也(9)——者は、川目氏の說(『考』中冊所引)に従って、衍字とすべきであろう。

源委 本章に引く傳は、佚書。

一・一六

古者天子左五鐘。將出則撞黃鐘、而右五鐘皆應之。馬鳴中律、<sup>5</sup>駕者有文、御者有數。立則磬折、扶則抱鼓、行步中規、折旋中矩。然後太師奏升車之樂、告出也。入則撞鞀賓、以治容貌。<sup>15</sup>容貌得、則顏色齊。顏色齊、則肌膚安。鞀賓有聲、

鷓鴣<sup>20</sup>震馬鳴、及保介之蟲、無不延頸以聽。在內者皆玉色、在外者皆金聲。<sup>25</sup>然後少師奏升堂之樂、卽席、告入也。此言音樂相和、物類相感、同聲相應之義也。<sup>30</sup>詩云、鐘鼓樂之。此之謂也。

校註○古者天子左五鐘（1）——賴炎元は、「初學記十六、引作古者左右五鐘。案、疑此奪右字、當據初學記補。」

『考微』四〇頁）と云い、岡本保孝は、「尙書大傳、此下有右五鐘三字。……川目氏云、御覽五百六十五、引左下有

右字。孝云、漢書揚雄傳河東賦。師古注、引大傳、亦云、天子左右五鐘。

古人引古書、節略原文、大抵如此。因考、本書元本、必有右五鐘三字、與大傳同。而師古引大傳、李昉引

本書、並節原書、其所節亦同耳。

『考』中冊）と云う。○立則……中矩（7・8・9・10）——この全句もしくは一部分と重複する表現

が、『尙書大傳』のほか、『禮記』曲禮下及び玉藻、『大戴禮記』保傳、『春秋繁露』五行相生、『說苑』修文、『中論』法象などに認められる、○入則撞蕤賓（13）——賴炎元は、「案、疑據大傳補而左五鐘皆應之七字、與上文則撞黃鐘、

而右五鐘皆應之、相對成文。」『考微』四一頁）と云う。○鐘鼓（32）——陳喬樞は、「謹案、鐘鼓樂之、惟外傳五引

詩作鼓鐘、而此仍作鐘鼓。今攷外傳言天子左五鐘、右五鐘、而不兼言鼓。侯包言后妃房中之樂、亦但云有鐘磬、而不

及鼓。疑韓詩之義、訓鼓爲擊、不與毛同、此所引詩、當作鼓鐘爲是。」『韓詩遺說攷』一）と云う。案ずるに、『外傳』

にあつては、引詩とそれ以前の文章とが内容上、あるいは表現上、嚴密に即應しているようなものは稀であるから、

本章で話題となっているのは鐘についてのみである、ということをやば、鼓鐘に作るべきことの徴證とするのは、無理

である。なお、『外傳』五・一所引の關雎は、野竹齋本、望三益齋本、汲古閣本では本章と同様、鐘鼓に作る。

源委『尙書大傳』卷二（四部叢刊本）に云う。

（六律者何。黃鍾蕤賓無射太簇夷則姑洗、是也。）故天子左五鐘、右五鐘。天子將出、則撞黃鍾、右五鐘皆應。馬鳴

韓詩外傳校詮(一)

中律、步者皆有容、駕者皆有文、御者皆有數。步者中規、折還中矩、立則磬折、拱則枹鼓。然後太師奏登車、告出也。入則撞鞀賓、左五鍾皆應、以治容貌。容貌得、則氣得。氣得、則肌膚安。肌膚安、則色齊矣。鞀賓聲、狗吠鼯鳴、及保介之蟲、皆莫不延頸以聽鞀賓。在內者皆玉色、在外者皆金聲。然後少師奏登堂、就席、告入也。此言至樂相和、物動相生、同聲相應之義也。

『尙書大傳』の成立に關しては、現在、目睹し得るのは實はその佚文である、という事情もあつて、曖昧なところがあり、『大傳』と『外傳』の撰述の先後を決定することは、なか／＼難しい。そこで、本章の場合、姑く兩書はともに同一の資料を用いたもの、と考えておく。因みに、『大傳』に互見する外傳中の文章は、本章のほか、七條(二・二二、二・二九、三・一三、五・一二、六・五、八・四、八・一七。)が檢出される。

餘説 『新唐書』禮樂志や『通典』唐開元禮に、天子の出入の際に樂を奏する儀式に關する記述がある。恐らくは、『外傳』あるいは『大傳』などの文獻に見えるところに基きながら制定したものであらう。

一・一七

枯魚銜索、幾何不蠹。二親之壽、忽如過隙。樹木欲茂、霜露不凋使。賢士欲成其名、二親不待。家貧親老、不擇官而仕。詩曰、雖則如燬、父母孔邇。此之謂也。

校註○霜露不凋使(6)——周廷案、趙懷玉に従つて、凋字は刪るべきである。

源委 引詩以前の字句が『説苑』建本（『孔子家語』致思に、これを踏襲する。）に互見する。一・一源委に既述のごとく、問題の『説苑』の一節は、『外傳』一・一と七・七（または七・七の原據資料）を組合せて作成されたものであるらしい。

本章の初句から第十句までの文章は、恐らくは他書から援用されたものであつて、韓嬰獨自の書きおろしではあるまい、と思われるのだが、この際、一考しておきたいのは、當該十句（『考』中冊に載せる川目氏の指摘のとおり、第二、四句が魚部で押韻、第六・八・十句が之部で押韻。）と七・七の曾子の言葉、「往而不可還者親也。至而不可加者年也。是故孝子欲養而親不待也。木欲直而時不待也。……故家貧親老、不擇官而仕。」と九・三の泉魚なる人物（この人物については、九・三の餘説で考證。）の言葉、「樹欲靜而風不止、子欲養而親不待。往而不可追者年也。去而不可見者親也。」（ここに掲出した九・三の字句は、該章校註に記す卓見に基いて校改を加えた形のもの。なお、○印と○印は、韻字。）の三者の間に、なにか密接な關係が存するに相違ない、という點についてである。上引の七・七の前半四句と九・三の四句とは、句順の異同ということはあるが、修辭上、軌を一にしている。しかして、この兩者と本章の第三句から第八句までの六句とは、表現様式上の逕庭こそあれ、内容的によく對應し、一致している。本章の第九・十句が七・七にのみ重出する。以上が三種の文章を突合わせて直ちに氣づくところの事實であるわけだが、これら諸事實を總合してまず言い得ることは、三者間の相互の關係として、本章と七・七の結びつきと、本章と九・三の結びつきとは、前者の方がより緊密であり、本章と七・七の結びつきと、七・七と九・三の結びつきとは、後者の方がより濃厚である、というのである。この知見を出發點として、韓嬰が『外傳』に採録する以前における三種の文章の間の踏襲流傳の道筋を想定するなら、論理的には、左に圖示する三つのケースが浮びあがつて來よう。

(一) 七・七  $\swarrow$  本章  
           $\searrow$  九・三

韓詩外傳校詮(一)

(一) 九・三 → 七・七 → 本章

(二) 本章 → 七・七 → 九・三

第一は、最初に七・七に見えるような字句があつて、それが本章の原典にあたるものと九・三の原典にあたるものとの中に別々に援用吸収された、というケース。第二は、九・三の原典から七・七の原典へ、そして七・七の原典から本章の原典へと流れていった、というケース。第三は、第二における本末を逆にしたところのケースである。では、眞の道筋として最有力なのは、いずれと見るべきか。これを解く鍵は、七・七の引詩を除く全文の構成を如何に考へるか、という點に存する。問題の文章は、すべて曾子の發言という形で記されているのだが、中間に一・一や『莊子』寓言に見えるような仕官と孝養に關する曾子自身の逸事を置き、その前後に客觀的な口吻による至言めいた言葉を配する、という體裁をとっており、これを通讀してみると、文意の流れが數箇所屈曲している、といった印象を受けぬでもない。これはどうも、既成の故事と既成の格言を適宜、縫合して、一時の曾子の言葉に仕立てあげたものではなからうか。七・七の曾子言の成立ちをかく解釋することが許されるなら、さきには三種の類句の相承流傳の次序の可能性として、三通りの案を示しておいたわけだが、ここに至つて、實は第三案こそが最も理に適っている、ということになりそうである。つまり、まず初めに、本章の引詩以前のごとき字句が存しておつて、それが第二段階で、表現上の改變を伴いつつ七・七の原典の中に組込まれ、第三段階では、七・七の原典中の字句がほぼそのままの形で、九・三の原典の中へ流用されたのではないか、と思われるのである。

以上の事柄とは別途の問題であるが、ここで、本章の例の十句自體の成立ちという點に着目してみると、該十句は、その表現形式からみて、四字句で魚部押韻の最初の四句と、四字句で之部押韻の中間の四句(第七句が『外傳』では六字句であるが、『説

苑』では「賢者欲養」の四字句に作る。『説苑』の方が七・七の原典のものと姿を傳えているのではなからうか。』と、最後の句（仕字は、本來としては、韻字と見做すべきではないかも知れぬ。）との三部分によって構成されている。とすれば、該十句は、元來、別々に行われていたところの二種類の俚諺風の言葉を並べたのち、その締めくくりの言葉、「家貧親老、不擇官而仕。」（これがなにか由來のあるものであるか否かは不明。）を置く、という具合にして書かれたものであるのかも知れない。なお、最後の二句が一・一に重見するが、一・一の該句の典據は、すでに該章源委に述べたように、本章の原典ではなく、七・七の原典であるらしい。

餘説 梁武帝蕭衍の「孝思賦」（『全梁文』卷一）に、「仲由念枯魚而永慕、吾丘感風樹而長悲。」とあるが、兩句の直接の典據は、その序に「每讀孝子傳、未嘗不終軸輟書、悲恨拊心嗚咽。」と見えるところから推すに、どうやら『孝子傳』（『隋書』經籍志に同名の書を數種、著錄するが、いずれも現存しない。）であつたらしい。もつとも、兩句に關わる『孝子傳』の記述は、一方が『外傳』本章及び一・一、七・七と深い關係にある『説苑』建本の一節と同内容のもので（この賦の序に、「子路見於孔丘曰：『不可復得』が見える。）、他方もやはり九・三と深い關係にある『説苑』敬慎の一節と同内容のものではなかつたか（『説苑』では、舉魚を丘）。つまり、この場合、直接の典據は『孝子傳』であるらしいが、實際には『説苑』を採用したことと何ら變りはないと思われる。したがって、「仲由念枯魚而永慕」なる表現は別段、「枯魚銜索」以下の格言が『外傳』編著以前の時点にも、子路のことに結びつけて傳承されていた、といったことを想定可能にするものではないわけである。それはさて置き、この賦に用いられている兩種の典故は、その傳承の初期の段階にまで遡つて考えてみると、實はいわば三世代を隔てただけの同系かつ一連の格言に過ぎぬ、ということになる。これは偶然とはいへ、興味深い。

一・一八

孔子曰、君子有三憂。弗知、可無憂與。知而不學、可無憂與。學而不行、可無憂與。詩曰、未見君子、憂心惓惓。<sup>10</sup>

源委 本章に引かれる孔子の言葉と内容的に酷似したものに、『禮記』雜記下の文章、「君子有三患。未之聞、患弗得聞也。既聞之、患弗得學也。既學之、患弗能行也。」（『孔子家語』好生に、これを襲った文辭が見え、「孔子曰」が冠せられて記述に終始する雜記の文章ではなく、他篇の錯簡か。）がある。所謂る三憂と三患が別々に並んで伝えられたものなのか、それとも本源を尋ねれば、一方が他方の改作であるのか、この點ははっきりしない。

一・一九

魯公甫文伯死、其母不哭也。季孫聞之曰、公甫文伯之母、貞女也。<sup>5</sup>子死不哭、必有方矣。使人問焉。對曰、昔是子也、<sup>10</sup>吾使之事仲尼。仲尼去魯、送之不出魯郊、贈之不與家珍。病不見士之視者、死不見士之流淚者。死之日、宮女續經而從者、十人。此不足於士、而有餘於婦人也。吾是以不哭也。詩曰、乃如之人兮、德音無良。<sup>25</sup>

校註○貞女（5）——川目氏が「貞、疑賢。」（『考』中冊所引）と説くのは、蓋し卓見である。

源委 公甫文伯の母、すなわち敬姜の故事は、諸書に散見するが、これを整理して列舉するなら、まず『國語』魯語下の左の文章がある。

公父文伯卒。其母戒其妾曰、吾聞之、好内女死之、好外士死之。今吾子夭死、吾惡其以好内聞也。二三婦之辱共先記者、請無瘠色、無洵涕、無搢膺、無憂容、有降服、無加服、從禮而靜。是昭吾子也。仲尼聞之曰、女知莫如婦、男知莫如夫。公父氏之婦知也夫、欲明其子之令德也。

引用はさし控えるが、『列女傳』母儀、魯姜敬姜及び『孔子家語』曲禮子夏問の中に、この『國語』の一節を殆どそのまま襲ったと考えられる記述が認められる(ただし『家語』の「其妻妾皆行哭失聲」は、後引の『禮記』檀弓下より採った表現。)。次に、『禮記』檀弓下に左の文章がある。

(穆伯之喪、敬姜晝哭、文伯之喪、晝夜哭。孔子曰、知禮矣。) 文伯之喪、敬姜據其牀而不哭。曰、昔者、吾有斯子也、吾以將爲賢人也。吾未嘗以就公室。今及其死也、朋友諸臣、未有出涕者、而内人皆行哭失聲。斯子也、必多曠於禮矣夫。

最後に、『戰國策』趙策に、樓緩の語ったところとして、以下のごとくに記されている。

公甫文伯官於魯、病死。婦人爲之自殺於房中者二八。其母聞之、不肯哭也。相室曰、焉有子死而不哭者乎。其母曰、孔子、賢人也。逐於魯、是人不得隨。今死而婦人爲死者十六人。若是者、其於長者薄、而於婦人厚。

文中の「二八」及び「十六人」を「二人」に作る(案するに、『戰國策』も本来は「二」以外は、殆ど右の一節に重複する記述が、これまた引用は省略するが、『史記』虞卿列傳と『新序』善謀上に見出される。『戰國策』と『史記』における措辭のわずかな相異から推測するなら、『新序』の文章は、『史記』から採取されたもののようである。また、『孔叢子』記義には、『史記』ないし『新序』、または『戰國策』を勦襲したと覺しき文章が見える。)

當面の敬姜の逸事は、『外傳』をも含めれば、都合、四種類存することになるわけだが、これらを通じて、話柄が最

## 韓詩外傳校詮 (一)

も素朴なのは『國語』の記載であり、最も大袈裟なのは『戰國策』の記載である。つまり、『國語』においては、敬姜は、内を好むという世評の立つことを恐れるが故に、文伯の妾に向かつて、服喪を過重にしてはならぬ旨を諭しているだけのことである。これに對して『戰國策』では、文伯のために殉死した婦人がいることになっている。『禮記』の記述中、「今及其死也、朋友諸臣、未有出涕者、而內人皆行哭失聲。」は、『外傳』本章の第十六句以下の四句と内容的にはほぼ同等であるといえる。ところが、『禮記』では、孔子が單なる批評者として出ているのに對し（上記引用文の括弧の中。）、『外傳』では、孔子が文伯の師として登場しており、前者の記載は『國語』に近く、後者のそれは『戰國策』に近い（因みに、『外傳』第二十一句と『戰國策』の「若是者、其於」。以上、指摘した諸事實を總合してかの逸事の話柄そのもの源委について推測を試みるなら、その道筋には紆餘曲折があったかも知れぬが、『國語』→『禮記』→『外傳』→『戰國策』なる次序を想定することが出来る。思うに『國語』に所謂「好內女死之、好外士死之。」は俚諺の類であろうが、それが訛傳されるうちに、終には『戰國策』に見えるがごとく、殉死者まで出て來ることになったのであらう。『外傳』本章の詩句の引用を除いた全文は、韓嬰が何かある書物より採り來たものに相違ないと思われるわけであるが、その原據に記す文伯の喪にまつわる故事は、以上の考察に従って、話柄の發展段階としては、第三番目に位置するものである、と結論してよいであらう。

## 一・二〇

傳曰、天地有合、則生氣有精矣。陰陽消息、則變化有時矣。時得則治、時失則亂。故人生而不具者五。目無見、不能<sup>10</sup>

食、不能行、不能言、不能施化。三月微的、而後能見。<sup>15</sup>七月而生齒、而後能食。暮年鬻就、而後能行。<sup>20</sup>三年腦合、而後能言。十六精通、而後能施化。陰陽相反、陰以陽變、陽以陰變。故男八月生齒、八歲而齠齒、十六而精化小通。女<sup>30</sup>七月生齒、七歲而齠齒、十四而精化小通。是故陽以陰變、陰以陽變。故不肖者、精化始具、而生氣感動、觸情縱欲、反施化。<sup>40</sup>是以年壽亟夭、而性不長也。詩曰、乃如之人兮、懷婚姻也、太無信也、不知命也。賢者不然。精氣闐溢、而後傷時不可過也。<sup>50</sup>不見道端、乃陳情欲、以歌道義。詩曰、靜女其姝、俟我乎城隅、愛而不見、搔首踟躕。瞻彼日月、悠悠我思、道之云遠、曷云能來。急時辭也、是故稱之日月也。

校註 ○微的 (14) —— 『大戴禮記』に従つて、微眇に作るべきところか。眇は『說文』には見えぬ字。盧辯の注に、「眇、精也」(精は讀んで晴となす。)。轉視貌。」とある。○七月 (16) —— 後文を參觀すれば、七が八の誤記であることは明白である。

○鬻就 (18) —— 周廷案は、「鬻就、說苑作生贖。案按、鬻、頭也。贖、膝端也。鬻就、疑當作贖就。」と云う。○十六而精化小通 (29) —— 川目氏は、「佩文齋韻府、引小作血、是也。下文小通、宜倣此改作血通。通雅、小通、小使也。引此及水經註可以小使、皆言人道也。是隨誤本而強說也。家語女子十四而化、而亦血之誤。」(『考』中冊所引)と云う。案ずるに、少くとも篆文の血は、小の字に誤寫されかねぬような形をとる。『佩文韻府』(一東、通、血通)において、この句を引いて小を血に作るのがいかなる理由によるものなのか、その點ははっきりしないが、川目氏の説は、前人未發の卓見であると思う。本句の構造は、互文ということになる。○反施化 (39) —— すでに周廷案、趙懷玉の校せるがごとく、『說苑』に據つて、化の上に亂字を補うのがよい。

源委 本章のほぼ全字句が、左の『說苑』辨物の一節に重見する。

夫天地有德合、則生氣有精矣。陰陽消息、則變化有時矣。時得而治矣、時得而化矣。(疑うらくは、この句は誤衍。)時失而亂矣。

是故人生而不具者五。目無見、不能食、不能行、不能言、不能施化。故三月達眼、而後能見。七月生齒、而後能食。期年生臙、而後能行。三年顙合、而後能言。十六精通、而後能施化。陰窮反陽、陽窮反陰。故陰以陽變、陽以陰變。故男八月而生齒、八歲而毀齒、二八十六而精小通。女七月而生齒、七歲而毀齒、二七十四而精化小通。不肖者、精化始至矣、而生氣感動、觸情縱欲、故反施亂化。故詩云、乃如之人、懷婚姻也、大無信也、不知命也。賢者不然。精化填盈、後傷時之不可遇也。(案ずるに、遇は過の誤記。)不見道端、乃陳情欲以歌。詩曰、靜女其姝、俟我乎城隅、愛而不見、搔首踟躕。瞻彼日月、遙遙我思、道之云遠、曷云能來。急時之辭也。甚焉、故稱日月也。

引用詩句まで重複しているからには、『說苑』が『外傳』のひき寫しであることは明かである。別に、本章の第八句から第三十二句までの部分は、左の『大戴禮記』本命の一節とほぼ重なりあう。

人生而不具者五。目無見、不能食、不能行、不能言、不能化。三月而徹眇、然後能有見。八月生齒、然後食。朞而生臙、然後能行。三年顙合、然後能言。十有六情通、然後能化。陰窮反陽、陽窮反陰。辰(案ずるに、これは衍字。)故陰以陽化、陽以陰變。故男以八月而生齒、八歲而毀齒。一陰一陽、然後成道。二八十六、然後情通、然後其施行。女七月生齒、七歲而毀。二七十四、然後其化成。

なお、この文章は、『孔子家語』本命解の中に取込まれている。

案ずるに、文意の流れ具合、及び『大戴禮記』との字句の重複の情況から本章の組成を推測するなら、「傳曰」の引用は、第三十二句までで(あるいは、「傳曰」の引用は第七句までで、韓嬰がこれと『大戴禮記』に重複する文章とを並べて引用したのかも知れぬ。)それ以降は、韓嬰が詩句を引きながら作文したものであるらしい。因みに、『外傳』においては、通例、一章に引かれる詩句は一種類であり、本章のように三種類の詩句が出て来るのは珍しいといえる。

楚白公之難、有仕之善者、辭其母、將死君。其母曰、棄母而死君、可乎。曰、聞事君者、<sup>5</sup>內其祿而外其身。今之所以養母者、君之祿也。請往死之。比至朝、<sup>15</sup>三廢車中。其僕曰、子懼、何不反也。曰、懼、<sup>20</sup>吾私也。死君、吾公也。吾聞君子不以私害公。遂死之。<sup>25</sup>君子聞之曰、好義哉。必濟矣夫。詩云、深則厲、淺則揭。此之謂也。

校註○仕之善(2)——岡本保孝は、「川目氏云、御覽四百廿九作杜、藝文類聚廿二作杜。新序作莊善、則其作杜作社作仕、並誤耳。孝云、冊府元龜九百廿七儒、亦載此事作杜之善。」(『考』中冊)と云い、陳喬樞もまた、「謹案、漢書古今人表有嚴善、列中中第五等、卽外傳所云莊之善。避明帝諱、改莊字爲嚴也。新序義勇篇正作莊善、無之字。俗本外傳作仕之善者、古莊壯通用、因譌壯爲仕。趙懷玉校本据新序改正、是已。渚宮舊事注、引新序作莊義。疑義又善之譌字也。」(『韓詩遺說攷』二)と云う。

源委『新序』義勇に云う。

白公之難、楚人有莊善者、辭其母、將往死之。其母曰、棄其親而死其君、可謂義乎。莊善曰、吾聞事君者、內其祿而外其身。今所以養母者、君之祿也。身安得無死乎。遂辭而行、比至公門、三廢車中。其僕曰、子懼矣。曰、懼。既懼、何不返。莊善曰、懼者、吾私也。死義、吾公也。聞君子不以私害公。及公門、刎頸而死。君子曰、好義乎哉。

本章に載せる莊善の故事が何かある書物から採取されたものであることは、間違いない。ただ、第二十六・二十七・二十八句の君子評が、すでに韓嬰の依據したその某書に記されていたものであるのか、それとも韓嬰が書き足し

韓詩外傳校證(一)

たものであるのか、という點が問題になる。本章の文章のみを取りあげるなら、その二つのケースの眞に妥當する可能性は、五分々々であるとしか言いようがない。しかし、『外傳』にあつては、ある故事とある詩句との間に君子評の見える文章として、本章以外に、一・二六、一・二七、二・一四、二・一九、二・二〇、六・一、八・四、一〇・一三の諸章が檢索される。都合、九條の『外傳』中の君子評は、いずれもみな「君子聞之曰」で始まっているのであるが、その具體的内容を示せば、左のとおりである。

好義哉。必濟矣夫。(一・一二)

廉矣。如仁歟、則吾未之見也。(一・二六)

廉夫、剛哉。夫山銳則不高、水徑則不深。行礫者德不厚。志與天地擬者、其爲人不祥。鮑焦可謂不祥矣。其節度淺深、適至於是矣。(一・二七)

貞夫、法哉。石先生乎。(二・一四)

商容可謂內省而不誣能矣。君子哉。去素餐遠矣。(二・一九)

忠矣乎。(二・二〇)

勞矣、箕子。盡其精神、竭其忠愛。見比干之事、免其身、仁知之至。(六・一)

荆劓芮可謂守節死義矣。僕夫則無爲死也、猶飲食而遇毒也。(八・四)

三北已塞責、又滅世斷宗、士節小具矣、而於孝未終也。(一〇・一三)

右に掲げたものを一見して、ほぼ全例にわたって、助字の用いがかたが一樣であることを知る。とすれば、『外傳』に散見するところの君子評はいずれも、故事と詩句との繋がりを緊密ならしめるべく、韓嬰自身の立文したものと見

做すのが、考えかたとしては自然であるといえよう。本章に即して言えば、第二十四句の濟字には、詩句の内容より判斷して、成就の意のほか、いわば懸詞風に、渡渉の意も籠められているようであり、韓嬰の立文の痕迹は、この邊にも讀み取ることが出来るのではなからうか。

右のごとく、君子評が韓嬰の添加したものであるというのであれば、上引『新序』の記述は、そこに君子評の一部分が含まれているゆえ、當然、『外傳』本章に依據したものと見做し得るであらう。

因みに、『外傳』第二十五句、「遂死之」は、莊善が楚君のために殉死したことを意味する。ところが、該句に對應する『新序』の記述、「及公門、刎頸而死。」は、どう見ても、莊善が公と私の板挟みで自殺した、と解釋せざるを得ない。上文に「死義（『外傳』は、義を君に作る。）、吾公也。」とある以上、『新序』のかの句は、劉向あるいは後人の文意の取違ひによる誤記であるとしなければならぬ。

## 一・二二

晉靈公之時、宋人殺昭公。趙宣子請師於靈公而救之。靈公曰、非晉國之急也。宣子曰、不然。夫大者天地、其次君臣、<sup>5</sup>所以爲順也。今殺其君、所以反天地、逆人道也。天必加災焉。晉爲盟主而不救、天罰懼及矣。詩云、凡民有喪、匍匐救之。而況國君乎。於是靈公乃與師而從之。宋人聞之、儼然感說、而晉國日昌。<sup>25</sup>何則以其誅逆存順。詩曰、凡民有喪、匍匐救之。趙宣子之謂也。

校註○所以爲順也（10）——『國語』では、順を明訓に作る。意味は異なるが、兩者ともに通じるようである。○乃

韓詩外傳校證(一)

與師而從之(21)——與は、趙懷玉及び岡本保孝(『考』中冊)の説に従つて、興の譌字と見るべきである。俞樾は趙校を駁して、「作與者是也。與者舉之段字。周官師氏、王舉則從。故書舉爲與(この一句は鄭注。)。是與舉古通用。與師而從之、即舉師而從之。」(『讀韓詩外傳』)と云うが、これは考えすぎであらう。

源委『國語』晉語五に云う。

宋人殺昭公。趙宣子請師於靈公以伐宋。公曰、非晉國之急也。對曰、大者天地、其次君臣、所以爲明訓也。今宋人殺其君、是反天地而逆民則也。天必誅焉。晉爲盟主、而不脩天罰(あるいは、天罰は下屬で、不脩で句か。)、將懼及焉。公許之。

本章の成立ちに關しては、二様の解釋を下し得る。第一は、初句より第十六句までは、上記の『國語』の文章に依據して書かれたものであり、従つて第十七句以下の全文は、韓嬰が獨自に書き足したものである、とする案。この場合、趙宣子の言葉の後半、すなわち詩句をも含む第十七句から第二十句までの四句が、韓嬰の案出したもの、ということになる。第二は、初句より第二十五句までは、『國語』に類する何かある史書から援引されたものである、とする案。この場合、韓嬰が文末に詩句を附加したとは言つても、實はその前に置かれてゐる故事中にすでに引かれてゐたところの詩句の繰返しに過ぎぬ、ということになる。『外傳』には、第一案に相通じるような構成をとる文章もあれば(例えは、三・三、一や八・二五。)、第二案と同様の由來が存すると覺しき文章もある(例えは、九・八。)であるから、ここでは、上記兩案のいずれもが妥當する可能性は半々である、との結論に甘んじる以外にないかと思う。

傳曰、水濁則魚喁、令苛則民亂。城峭則崩、岸峭則破。故吳起削刑而車裂、商鞅峻法而支解。治國者、譬若乎張琴然。大絃急、則小絃絕矣。故急轡銜者、非千里之御也。有聲之聲、不過百里、無聲之聲、延及四海。故祿過其功者削、名過其實者損。情行合名、禍福不虛至矣。詩云、何其處也、必有與也、何其久也、必有以也。故惟其無爲、能長生久視、而無累於物矣。

校註○水濁……民亂（2・3）——この二句は、後掲の『淮南子』繆稱のほか、同書主術にも見え、ともに喁を喰に作る。莊達吉は、主術の該句の下に案語を記して、「說文解字、喁、魚口上見。論語素王受命讖曰、莫不喁喁延頸歸德。蓋亦衆口上向之義。水濁則魚喁、政苛則民亂十字、出韓詩外傳。淮南之文、博采通人、信而有證。此乃改喁爲喰。喰喁古音相近。古字無、卽異文與。」と云う。○岸峭則破（5）——賴炎元は『今註今釋』に、「破、疑當從淮南子繆稱訓校作陀。陀、墮落。」と云う（同様の見解が『考徴』四三頁にも記されている）。従うべきであろう。○譬若乎張琴然（9）——乎は衍文か。あるいは、然の下に置くべきか。○情行合名（20）——賴炎元の説、「說苑作情行合而民副之、淮南子作情行合而名副之。案、此當從淮南子補而副之三字。說苑名作氏、以聲近而誤。」（『考徴』四四頁）を取る。源委『淮南子』繆稱に云う。

水濁者魚喰、令苛者民亂。城峭者必崩、岸峭者必陀。故商鞅立法而支解、吳起刻削而車裂。治國譬若張琴。大絃絀、則小絃絕矣。故急轡數策者、非千里之御也。有聲之聲、不過百里。無聲之聲、施於四海。是故祿過其功者損、名過其實者蔽。情行合而名副之、禍福不虛至矣。

また、『說苑』政理に云う。

韓詩外傳校證(一)

水濁則魚困、令苛則民亂。城峭則必崩、岸竦則必陲。故夫治國、譬若張琴。大絃急、則小絃絕矣。故曰、急轡銜者、非千里御也。有聲之聲、不過百里。無聲之聲、延及四海。故祿過其功者損、名過其實者削。情行合而民副之、禍福不虛至矣。詩云、何其處也、必有與也、何其久也、必有以也。此之謂也。

案ずるに、本章における傳からの引用は、第二十一句までであると見做されるが、その所謂傳の文章が『淮南子』の中にも採取されたと考えられる。『說苑』が『外傳』本章のひき寫しに過ぎぬことは、言うまでもない。ただ、次章源委に論究するとおり、本章末尾の三句が『說苑』では一應、無視されて、「此之謂也」と書かれているが、その替りに當該三句の改作されたものが、同書の他所に援用されている、という興味深い事實の存することを指摘してきたい。

餘說 張琴もしくは張瑟の譬喩は、『淮南子』詮言及び泰族にも見える。また、「長生久視」の語は、『老子』第五十章や『荀子』榮辱などに見える。

一・二四

傳曰、衣服容貌者、所以說目也。應對言語者、所以說耳也。<sup>5</sup>好惡去就者、所以說心也。故君子衣服中、容貌得、則民之目悅矣。言語遜、應對給、則民之耳悅矣。就仁去不仁、則民之心悅矣。<sup>15</sup>三者存乎身、雖不在位、謂之素行。故中心存善、而日新之、則獨居而樂、德充而形。詩曰、何其處也、必有與也、何其久也、必有以也。<sup>20</sup>

校註 ○素行(18)——賴炎元は、この語を中庸の「素其位而行」に關係づけて解釋せんとするが(『今註今譯』)、岡本保孝の説、「素王素封之素也。與中庸素行異。」(『考』中冊)が正しい。○中心(19)——『說苑』は、誤って忠心に作る。○則獨居……而形(21・22)——『說苑』では「獨居樂德、内悅而形。」に作るが、後句の意味が曖昧である。『外傳』の字句の方が正しいようである。  
源委『說苑』脩文に云う。

衣服容貌者、所以悅目也。聲音應對者、所以悅耳也。嗜慾好惡者、所以悅心也。君子衣服中、容貌得、則民之目悅矣。言語順、應對給、則民之耳悅矣。就仁去不仁、則民之心悅矣。三者存乎心、暢乎體、形乎動靜、雖不在位、謂之素行。故忠心好善、而日新之、獨居樂德、内悅而形。詩曰、何其處也、必有與也、何其久也、必有以也。惟有以者、爲能長生久視、而無累於物也。

案ずるに、傳の文章に詩句を添えて出來上ったのが『外傳』本章である、と理解される以上は、上記『說苑』の一節は、本章をそのまま採用したものと見做して差支えあるまい。字句に若干の出入を認め得るが、文に臨んで往々にして気軽に改變を施す、という古人の習癖が確認されるだけのことで、これは別段、異とすべきほどのことではない。ただ、『外傳』には見えぬところの『說苑』の……部分、「惟有以者、爲能長生久視、而無累於物也。」の三句の存在については、一考を要する。前章、すなわち一・二三は、まず黃老風の主張が盛りこまれている傳の文章があり、ついで本章と同じく鄒風、旄丘の四句を引き、最後に「故惟其無爲、能長生久視、而無累於物矣。」の三句で締めくくる、という構成をとる。「長生久視」といい、「無累於物」といい、道家好みの言辭である。他方、本章に掲げる傳は、内容的に『禮記』の大學、中庸などに相通じ、明かに儒家の著作物である。……部分は、初句がなるほどその直前の

韓詩外傳校詮(一)

詩句の表現を尻取り風に承ける形になってはいるが、全體として、木に接がんとした竹のごとき印象を與える。以上の諸點を踏まえれば、{}部分の三句は、『說苑』編纂に際して、かの前章末尾の三句を取り來つて改作したものにならぬ、といえるであらう。『外傳』の連續せる二つの章をば、別々の篇ではあるが同じ書物の中に援引していながら、かく一方の章に所屬していた字句を改作し、それを他方の章の殆ど丸寫しに過ぎぬ文章の後に移置してしまつたわけであり、これは興味深い稀有の事例であると思う。

一・二五

仁道有四、礫爲下。有聖仁者、有智仁者、有德仁者、有礫仁者。上知天、能用其時、下知地、能用其財、中知人、能安樂之、是聖人者也。上亦知天、能用其時、下知地、能用其財、中知人、能使人肆之、是智仁也。寬而容衆、百姓信之、道所以至、弗辱以時、是德仁者也。廉潔直方、疾亂不治、惡邪不匡。雖居鄉里、若坐塗炭、命入朝廷、如赴湯火。非其民不使、非其食弗嘗。疾亂世而輕死、弗顧弟兄、以法度之、比於不詳、是礫仁者也。傳曰、山銳則不高、水徑則不深。仁礫則其德不厚、志與天地擬者、其人<sup>45</sup>不祥。是伯夷・叔齊・卞隨・介子推・原憲・鮑焦・袁旌目・申徒狄之行也。其所受天命之度、適至是而亡。弗能改也、雖枯槁弗捨也。詩云、亦已焉哉、天實爲之、謂之何哉。礫仁雖下、然聖人不廢者、匡民隱括、有在是中者也。

校註○礫(2)——第二十六句に廉の字が出て來るとおり、礫と廉とは通用する。『韓非子』六反に、「礫勇之士」と

いう語が見える。○徳仁(5)——徳は、恩恵を施す意。○能使人肆之(19)——頼炎元は「肆、正直。」(『今註今譯』)と解するが、川目氏の説、「之疑力。陸士衡辨亡論、志士咸得肆力、李周翰注、肆、用也。又魏志、鍾毓傳、使民得肆力于農事。」(『考』中冊所引)が勝る。ただ、之を力の誤字と考えなくとも、『爾雅』釋言の「肆、力也。」『文選』東京賦注の「肆、勤也。」の訓を採用すれば、十分であろう。なお、『説文通訓定聲』に、「肆、假借爲勸。」とある。肆、肆が同音同義であることは、言うまでもない。○是智仁也(20)——周宗杭の指摘のとおり、仁の下に者字を補うべきであろう。○道……時(23・24)——この二句は、どうも文義がはつきりしない。○不詳(38)——第四十五句に不詳と見れば、詳が祥の譌字であることは明かである。○仁確(43)——本章には確仁なる言いまわしが数見するわけだが、それを乙倒した形の仁確では、どうも辭をなさぬようである。本句の互見する一・二七では、行確に作り、文義が疏通する。従って、この仁は、字形近似の行の誤寫と考えられる。○袁旌目(46)——本章餘説を参照。○適至是而亡(48)——一・二七では「適至於是矣」に作り、該章を抄出したと見做される『新序』節士の一節では「適至而止矣」に作る。亡は止の譌字(『周廷案』の説)か、已の譌字(『今註今譯』所引)かのいずれかであろう。○雖枯槁弗捨也(50)——この句は、具體的には一・二七に登場する鮑焦の最期を念頭に置いて書かれたものと思われる。

源委 後續の二章においても、本章と同様、廉ということについて論じられており、且つ邨風、北門の詩句が引かれている。しかも本章の第四十一句から第四十八句までの文字が、第四十六句を除けば、一・二七に重見する。以上の諸點は、本章と以下の二章とが、同時に一氣に書き記されたに相違ないことを物語る。いわば本章が總論で、以下の二章が各論であるわけだが、その敘述のしかたより推測するに、どうやら韓嬰は、まず各論の一・二六と一・二七を

ば、例によって他書中に見える故事と詩句とをつなぎ合わせる、という具合にして書き上げ、しかる後、その總論として、書き上げたばかりの二章の内容を睨みあわせながら本章を作成したのではなからうか。従つて、全體に本章は、少くとも一・二六や一・二七などの章に比べれば、韓嬰自身の作文という性格の強いものではないかと思われる。

案ずるに、文中における傳の引用は、第四十一・四十二句のみで、それ以下は、詩句を除けば、すべて韓嬰自身の言葉と見做される。では、「傳曰」以前のかんりの長文は、どうであらうか。『外傳』では、この種の一章中の主文には概して、丸ごとの典據があるとするのが自然な考えかたなのであるが、本章に限つては、上述のような本章と後續二章との成立上の關りを考慮に入れるなら、韓嬰自身の立文に終始するもの、と見做した方がよいのではないかと思う。因みに、この「傳曰」以前は有韻の文章で、具體的には、第八・十・十二・十五・十七・十九・二十二・二十四・二十七・二十九・三十三・三十七句が之部で押韻し、第二十六・二十八・三十四・三十六・三十八句が陽部で押韻し、第三十・三十二句が對轉關係にある元部、歌部で押韻している（『考』中冊に、川目氏と岡本保孝の協韻簡）。かかる有韻の文章を作ることとは、詩學の専門家、韓嬰にとつてはいとも容易なことであつたと思う。

餘説 賴炎元は『今註今譯』において、本章に列擧されている八人の廉士の中の袁旌目について、「生平不詳」と註しているが、袁旌目とは、『呂氏春秋』季冬紀、介立に逸事を記すところの爰旌目にほかならぬ（『呂覽』の記事は、『新序』では、誤つて袁族目に作る。）（『新』）。猿、援の通用を見ても分るように、袁と爰とは同音である。

申徒狄非其世、將自投於河。崔嘉聞而止之曰、吾聞、聖人仁士之於天地之間也、民之父母也。今爲儒雅之故、不救溺人、可乎。申徒狄曰、不然。桀殺關龍逢、紂殺王子比干、而亡天下。吳殺子胥、陳殺泄冶、而滅其國。故亡國殘家、非無聖智也、不用故也。<sup>20</sup>遂抱石而沈於河。君子聞之曰、廉矣。如仁歟、則吾未之見也。<sup>25</sup>詩曰、天實爲之、謂之何哉。

校註○儒雅（7）——周廷案、趙懷玉の指摘のとおり、『新序』に従つて濡足に作るべきである。○如仁歟（24）——語法の上から考えてみても、あるいは前章の趣旨から推してみても、『新序』に「如仁與智」と作るのが正しいようである。

源委『新序』節士に云う。

申徒狄非其世、將自投於河。崔嘉聞而止之曰、吾聞、聖人仁士之於天地之間、民之父母也。今爲濡足之故、不救溺人、可乎。申徒狄曰、不然。昔者桀殺關龍逢、紂殺王子比干、而亡天下。吳殺子胥、陳殺泄冶、而滅其國。故亡國殘家、非聖智也（案するに、非の下、無字を脱す）、不用故也。遂負石沈於河。君子聞之曰、廉矣乎。如仁與智、吾未見也。詩曰、天實爲之、謂之何哉。此之謂也。

引用詩句をも含めて重見するからには、『新序』が『外傳』を襲つたと考えてよいであらう。本章の構成について一言するなら、ある書物に依據して記されたのは第二十一句まであって、それ以下の四句よりなる君子の評語は、韓嬰自身の作文であらうと推測される（『外傳』中の引詩直前の君子評については、一・二一源委を参照。）。

## 一・二七

鮑焦衣弊膚見、挈畚持蔬、遇子貢於道。子貢曰、吾子何以至於此也。鮑焦曰、天下之遺德教者、衆矣。吾何以不至於此也。吾聞之、世不己知、而行之不已者、爽行也。上不己用、而干之不止者、是毀廉也。行爽毀廉、然且弗舍、惑於利者也。子貢曰、吾聞之、非其世者、不生其利、汙其君者、不履其土。非其世而持其蔬。詩曰、溥天之下、莫非王土。此誰有之哉。鮑焦曰、於戲、吾聞、賢者重進而輕退、廉者易愧而輕死。於是棄其蔬、而立槁於洛水之上。君子聞之曰、廉夫、剛哉。夫山銳則不高、水徑則不深。行廉者德不厚。志與天地擬者、其爲人不祥。鮑焦可謂不祥矣。其節度深淺、適至於於是矣。詩云、亦已焉哉、天實爲之、謂之何哉。

校註○持蔬(2)——俞樾は、「持疑掇字之誤。詩采苜篇薄言掇之、傳曰、掇、取也。新序節士篇作將、此作持、皆掇字之誤。御覽作採、則後人以意改之。」(『讀韓詩外傳』)と云う。○爽行也(13)——趙懷玉は、『新序』・『御覽』に依據して、爽の上には字を補う。○行爽毀廉(17)——毀廉は、芙蓉泉本・程本及び『新序』のように、廉毀と乙正すべきである。○不履其土(25)——周廷案、趙懷玉の指摘するとおり、この句の下に、『新序』所見の「今吾子汙其君而履其土」の十字を補うべきである。○此誰有之哉(30)——賴炎元は、「趙校本有之作之有、云、之有本或誤倒。案、趙校是也。御覽四百二十六引正作之有、可證。」(『考徵』四五頁)と云う。

源委『新序』節士に云う。

鮑焦衣弊膚見、潔畚將蔬、遇子貢於道。子貢曰、吾子何以至此也。焦曰、天下之遺德教者衆。吾何以不至於此也。

吾聞之、世不己知、而行之不已者、是爽行也。上不己知、而干之不止者、是毀廉也。行爽廉毀、然且不舍、惑於利者也。子貢曰、吾聞之、非其世者、不生其利、汙其君者、不履其土。今吾子汙其君而履其土、非其世而將其蔬。此

誰之有哉。鮑焦曰、嗚呼、吾聞、賢者重進而輕退、廉者易醜而輕死。乃弃其蔬、而立槁死於洛水之上。君子聞之曰、廉夫、剛哉。夫山銳則不高、水狹則不深。行特者、其德不厚。志與天地疑者、其爲人不祥。鮑子可謂不祥矣。其節度淺深、適至而止矣。詩曰、已焉哉（案するに、已の、上、亦字を脱す）、天實爲之、謂之何哉。

文末の引用詩句まで共通しているので、『新序』は直接、『外傳』を襲ったといえよう。また、本章の構成に關しては、前章の場合と全く同様、君子の評語は韓嬰自身の作文で、それ以前の鮑焦の逸事を記した部分が他書からの援引と考えられる。なお、君子の評語中、第四十一・四十二句（もしくは、それ以下の三句をも含めた都合、五句。）は、一・二五に「傳曰」が冠せられて互見するので、何か由來のある言葉であつたことを知る。

## 一・二八

昔者周道之盛、邵伯在朝、有司請營邵以居。邵伯曰、嗟、以吾一身而勞百姓、此非吾先君文王之志也。於是出而就燕庶於阡陌隴畝之間、而聽斷焉。邵伯暴處遠野、廬於樹下。百姓大悅、耕桑者倍力以勸。於是歲大稔、民給家足。其後在位者驕奢、不恤元元、稅賦繁數。百姓困乏、耕桑失時。於是詩人見召伯之所休息樹下、美而歌之。詩曰、蔽芾甘棠、勿剪勿伐、召伯所茇。此之謂也。

校註○倍力以勸（13）——案するに、勸は勤の譌字か。『鹽鐵論』授時に、「古者、春省耕以補不足、秋省斂以助不給。民勤於財、則貢賦省、民勤於力、則功業牢（陳喬樞『齊詩遺說攷』一に據れ）。爲民愛力、不奪須臾。故召伯聽斷於甘棠之

韓詩外傳校詮(一)

下、爲妨農業之務也。」と見え、勤字が用いられている。○民給家足(15)——川目氏は、「民家疑易地。卷九、陰陽和調、家給人足。說苑貴德、令百姓家給人足。鄧析子、家給人足、天下太平。東方朔非有先生論、及晉書武帝紀論、家給人足。後漢虞翊傳、人足家給。」(『考』中冊所引)と説く。従うべきであろう。○勿翦(25)——『毛詩釋文』、『集韻』上聲五には、並びに韓詩を引いて翦を剗に作る。陳喬樞は、「今本韓詩外傳、引詩作翦、蓋後人順毛改之耳。」(『韓詩遺說攷』一)と云う。

源委 邵伯の棠下聽斷の故事は、『史記』燕召公世家、『說苑』貴德、甘棠鄭箋をはじめ、諸書に散見するが、本章の字句、内容と完全に重なりあうような記事は認められない。なお、一・二餘説にも述べたことだが、『外傳』にあつては、本章のごとく、引詩以前の文章が詩句の内容に即應しているものは珍しい。あるいは『韓詩内傳』なる書物は、この種の文章を蒐綴したものであつたかも知れぬ。

附記

1 本稿は、昭和五十二年度文部省科學研究費、一般研究C「周漢の文獻における故事・説話の類型と源委に關する研究」の研究成果の一部である。

2 本稿を印刷に付する段階において、瞿紹汀『韓詩外傳校釋』を入手した。『外傳』本文の校勘に力を注いだ同書中の成果は、次稿以後、『校釋』と略稱して取入れることにする。